

令和元年10月 9日から
令和元年10月10日まで

平成30年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号(10月9日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成30年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	34
内容質疑	41
散会の宣告	47

第2号(10月10日)

開議の宣告	53
付議事件	
認定第1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について	53
認定第2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	53
認定第3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	53
認定第4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	53
認定第5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	53
認定第6号 平成30年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	53
認定第7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について	53
認定第8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について	53
総括質疑	
黒 沼 俊 幸 君	73
渡 邊 定 之 君	79
類 瀬 光 信 君	84

深見 迪君	89
鈴木裕美君	99
閉会の宣告	106

平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和元年10月9日（水曜日） 午前11時49分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成30年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	長 尾 式 宮 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	松 下 哲 也 君	〃	熊 谷 善 行 君
〃	鈴 木 裕 美 君	〃	深 見 迪 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	鴻 池 智 子 君
〃	後 藤 勲 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	服 部 重 典 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君

住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	多 津 美 悟 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
監 査 委 員	佐 々 木 幹 彦 君
監 査 委 員	舘 田 賢 治 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐 美 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 11時49分開会)

◎委員長の互選

○議長（菊地誠道君） 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま後藤君から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 委員長には本多君を推選しますので、よろしくお取り計らい願

ます。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま後藤君から、委員長に本多君の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には本多君が当選しました。
休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

（委員長 本多耕平君委員長席に着く）

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（本多耕平君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には長尾君を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま後藤委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時54分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの平成30年度標茶町一般会計と、5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

まず、本町を取り巻く経済情勢ですが、長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われており、さらに地方創生の深化と一億総活躍社会の実現により人口減少対策等の課題解決を図り、成長力の底上げを目指す方針でありましたが、北海道では一部の都市を除き依然として厳しい状況下に置かれ、光熱費の高騰、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。

このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもとに「協働のまちづくり」に向けた施策を着実に実施してまいりました。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、トップランナー方式の導入など、総額で減少してきており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増高、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取り組み等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細については、後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は114億5,006万1,067円、歳出決算額は113億1,867万4,842円、歳入歳出

差し引き 1 億3,138万6,225円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みを、納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰り越し合わせた収納率は94%、対前年比0.2ポイントの減となりました。

歳出については、当初予算可決後、7回の補正予算のご審議をいただき、施策の具現化を図ってまいりました。平成30年度の主要財政指数については、財政力指数が0.212、対前年度比0.01ポイントの増加、経常収支比率では85.2%、対前年度比2.9ポイントの増となっております。実質公債費比率は9.3%、0.2ポイントの減、将来負担比率は20.5%、5.9ポイントの減と前年度より改善しております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第6号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号、第8号にかかわる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表ですが、一般会計の歳入決算額114億5,006万1,067円、歳出決算額は113億1,867万4,842円、歳入歳出差し引き 1 億3,138万6,225円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額11億3,524万6,028円、歳出決算額11億3,299万9,908円、差し引き額は224万6,120円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額ともに 5 億750万949円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額 9 億771万9,825円、歳出決算額 8 億8,016万7,747円で、差し引き額は2,755万2,078円となり、サービス事業勘定では歳入決算額 5 億3,010万4,789円、歳出決算額 5 億2,498万8,994円で、差し引き額は511万5,795円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 1 億675万3,508円、歳出決算額は 1 億615万7,730円で、差し引き額は59万5,778円となりました。

簡易水道事業特別会計ですが、歳入決算額 1 億4,999万1,441円、歳出決算額 1 億3,487万9,703円で、差し引き額は1,511万1,738円となりました。

一般会計と 5 特別会計の合計では、歳入決算額147億8,737万7,607円で、歳出決算額は146億536万9,873円、差し引き額は 1 億8,200万7,734円となりました。

平成29年度の歳出決算額と比較しますと、21億6,187万5,150円の減、率にして12.9%の

減となりました。

次に、2 ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1 款町税から20款町債までの合計では、調定額は118億5,169万5,313円で、収入済額は114億5,006万1,067円となり、不納欠損額は343万2,450円、収入未済額は3億9,820万1,796円で、収納率は96.6%となりました。財源区分については、自主財源の比率が37%と対前年度比6.9ポイント高くなっております。

次に、3 ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1 款議会費から15款予備費までの合計では、最終予算額119億9,996万9,000円に対して、支出済額は113億1,867万4,842円で、翌年度繰越額6億150万3,000円、不用額は7,979万1,158円で、執行率は94.3%です。

次に、4 ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費については、決算額13億7,532万円で、前年度対比3,683万5,000円の減、率では2.6%の減となりました。

物件費は、決算額17億4,372万9,000円で、前年度対比3,026万8,000円の増、率では1.8%の増となりました。

扶助費は、決算額4億6,013万8,000円で、前年度対比240万6,000円の減、率では0.5%の減となりました。

補助費は、決算額23億3,204万7,000円で、前年度対比1,529万5,000円の減、率では0.7%の減となりました。

普通建設事業費は、決算額21億2,757万円で、前年度対比21億2,112万9,000円の減、率では49.9%の減となりました。

公債費は、決算額10億1,242万円で、前年度対比6,127万4,000円の減、率では5.7%の減となりました。

積立金は、決算額11億9,704万5,000円で、前年度対比2億5,357万2,000円の増、率では26.9%の増となりました。

繰出金は、決算額7億553万5,000円で、前年度対比129万1,000円の増、率では0.2%の増となりました。

次に、5 ページから7 ページにつきましては、ただいま説明した歳入と歳出及び歳出の性質別であり、平成26年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略いたします。

8 ページをお開きください。

国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算について、歳入は、1 款国民健康保険税、調定額は3億8,251万4,938円、収入済額は3億3,878万1,545円、不納欠損額172万

9,245円、収入未済額は4,200万4,148円で、収納率は88.6%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額11億7,897万9,421円、収入済額は11億3,524万6,028円で、不納欠損額172万9,245円、収入未済額は4,200万4,148円で、収納率は96.3%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額7億580万円に対して、支出済額は6億5,491万9,334円で、執行率は92.8%となりました。

1款総務費から12款予備費までの合計で、最終予算額11億9,106万9,000円に対して、支出済額は11億3,299万9,908円、不用額は5,806万9,092円で、執行率は95.1%となりました。

なお、本決算資料の後段14ページから16ページに添付の国民健康保険事業決算の参考資料については、説明を省略いたします。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額218万180円、収入済額42万2,000円で、収入未済額は175万8,180円、収納率は19.4%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,724万6,860円、収入済額は8,021万7,210円で、収入未済額は702万9,650円、収納率は91.9%となりました。

以下、合計で、調定額5億1,628万8,779円、収入済額は5億750万949円で、収入未済額は878万7,830円で、収納率は98.3%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額5億1,517万9,000円に対して、支出済額5億750万949円、不用額は767万8,051円で、執行率は98.5%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算ですが、歳入、1款保険料は、調定額1億7,291万3,120円、収入済額は1億6,549万700円、不納欠損額63万1,400円、収入未済額は679万1,020円で、収納率は95.7%となりました。

以下、合計で、調定額9億1,514万2,245円、収入済額は9億771万9,825円、不納欠損額63万1,400円、収入未済額は679万1,020円で、収納率は99.2%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億7,785万5,000円に対して、支出済額は7億4,086万6,096円で、執行率は95.2%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額9億2,629万7,000円に対して、支出済額8億8,016万7,747円、不用額は4,612万9,253円で、執行率は95%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額4億751万3,068円、収入済額は4億665万8,818円で、収入未済額は85万4,250円で、収納率は99.8%となりました。

以下、合計で、調定額5億3,095万9,039円、収入済額は5億3,010万4,789円で、収入未済額は85万4,250円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1 款サービス事業費から 3 款予備費までの合計で、最終予算額 5 億 6,344 万 9,000 円に対して、支出済額 5 億 2,498 万 8,994 円、翌年度繰越額 507 万円、不用額は 3,339 万 6 円で、執行率は 93.2% となりました。

次に、12 ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料は、調定額 7,076 万 7,421 円、収入済額は 6,895 万 2,930 円、不納欠損額 42 万 9,600 円、収入未済額は 138 万 4,891 円で、収納率は 97.4% となりました。

以下、合計で、調定額 1 億 856 万 7,999 円、収入済額は 1 億 675 万 3,508 円、不納欠損額 42 万 9,600 円、収入未済額は 138 万 4,891 円で、収納率は 98.3% となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 1 億 1,556 万 6,000 円に対して、支出済額 1 億 615 万 7,730 円、不用額は 940 万 8,270 円で、執行率は 91.9% となりました。

次に、13 ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1 款分担金及び負担金は、調定額、収入済額ともに 214 万 5,300 円で、収納率は 100% となりました。

2 款使用料及び手数料は、調定額 1 億 299 万 2,860 円、収入済額は 1 億 231 万 4,270 円で、収入未済額は 67 万 8,590 円、収納率は 99.3% となりました。

以下、合計で、調定額 1 億 5,067 万 31 円、収入済額は 1 億 4,999 万 1,441 円で、収入未済額は 67 万 8,590 円で、収納率は 99.5% となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 1 億 7,697 万 5,000 円に対して、支出済額 1 億 3,487 万 9,703 円、翌年度繰越額 2,750 万円、不用額は 1,459 万 5,297 円で、執行率は 76.2% となりました。

以上で平成 30 年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農情勢については、主要な指標である生乳生産量は、昨年 9 月に発生した胆振東部地震の影響による大規模停電により生産量への影響も懸念されましたが、生産拡大支援策や生産者の努力もあり、平成 30 年度においては前年比 103.1%、約 16 万 700 トンとなりました。TPP11 や日欧 EPA の協定発効や日米貿易協定交渉の行方に不安が広がる中、将来にわたっても酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、標茶酪農再興事業等の支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、2 組が経営継承する形で就農を開始したほか、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連

携しながら家畜排せつ物の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取り組みを推進しました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取り組みでは、集落協定参加327件、協定面積2万4,400ヘクタール、交付金は3億7,619万円となり、耕作放棄地の発生抑制等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取り組みとして、47戸の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げています。

育成牧場では、適正規模頭数に向けた早期退牧や子牛の飼養管理のあり方について、疾病対策会議の提案を実践したことにより繁殖成績の向上が図られるなど、利用者から安心される飼養衛生管理の向上を図りました。

林業の振興については、造林事業の積極的な展開と林業専用道の路網整備を行いました。

なお、農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策については、およそ1,800頭の捕獲実績となりましたが、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所エゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

水産業の振興については、漁場環境の保全とワカサギふ化事業の安定化に努めました。

商工業の振興については、商工会に対する支援を行うとともに、地域経済の活性化と消費者支援を目的とした取り組みへの支援と、町内での起業促進と商店街の空洞化対策のための事業を実施し、にぎわいの創出と経済循環を図りました。

労働対策については、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病対策などの労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興については、観光協会や近隣自治体との連携により、都市部における観光物産PR事業の充実、町内イベントや観光情報を積極的に発信するとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、平成30年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長は400キロメートル、舗装延長376キロメートルとなり、改良率は54.9%、舗装率は51.6%となりました。

冬期間の道路維持管理については、直営及び委託業者17社により523キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、釧路川標茶緑地の施設の一部改修と駒ヶ丘公園の施設改修等を実施し、公営住宅については、桜南団地で2棟8戸の整備とあわせ、川上団地1棟12戸の改修を実施しました。

上水道事業及び簡易水道事業については、今後も安心・安全・安定的な水の供給に向け、施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、施設全体のストックマネジメントを策定しましたので、今後、計画的な更新・改修・改築を行ってまいります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてです。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療の連携強化、また、各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、「健やかに暮らせるまちづくり」の理念のもと、各種事業を円滑に進めるとともに、介護サービス事業については、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めました。また、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」による介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症初期集中支援事業等を実施しました。

障害者福祉については、虐待の未然防止、早期発見に向けた支援体制の構築を行うとともに、安心して暮らせる地域社会の充実を図るため、第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の着実な実施に努めました。

児童福祉については、保育内容の充実や子育て応援給付金、子育て応援チケットの贈呈を行い、高校生までの医療費無料化など子育て支援に努めました。さらに、子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽減のための助成を行い、産前産後サポート事業や産後ケア事業を開始し、妊産婦への支援の充実に努めました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見に努め、歯周疾患の早期発見と口腔保健意識の向上を図るため、歯周病検診を実施しました。また、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの提供に努め、老朽化した機械・器具等の更新を行いました。

廃棄物の処理については、住民の協力のもと減量化・資源化に努め、新たな廃棄物、焼却施設を稼働させ、第2期最終処分場も今年度から供用を開始しました。

また、合併処理浄化槽の設置に支援を行い、地域の生活排水処理対策を講じたほか、自然の番人宣言に基づく清掃活動等を実施しました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として、標茶町総合防災訓練の実施及び防災井戸、防災無線の保守点検を行い、いざというときへの備えを行っております。

また、平成28年度の大雨洪水災害の経験から、本町を初め釧路開発建設部、釧路地方気象台など12の関係機関で「釧路川標茶地区水害タイムライン検討会」を設置し、標茶地区における「水害タイムライン」の試行版を作成しました。本年3月にはタイムライン運用訓練を実施し、関係機関との連携を図りました。

公共施設の耐震化については、耐震改修計画に沿って進めていますが、耐震化が済んでいない施設は引き続き改修方法を検討していきます。

交通安全運動については、関係団体や地域会等と連携し取り組みを進めるとともに、「安全で安心な町づくり」として各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興ですが、豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めました。

学校教育については、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上については、実物投影機を初めとしたICT機器の有効的な活用や、ALTの派遣については、町内各学校を2グループに分け、学校訪問回数をふやすことにより、より多くの児童生徒が本物の英語に触れることができました。また、虹別小学校、中茶安別小中学校の2校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止にかかわる「一学校一運動」の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、コーディネーターを中心に校内委員会等が十分機能する支援体制の充実や、特別支援教育連絡協議会において関係機関との連携や指導力の向上研修を進め、担当教員の専門性の向上を図りました。また、標茶小学校に5名、標茶中学校に3名の特別支援教育支援員を配置し、支援の充実に努めました。

さらに、日常的に医療ケアを必要とする生徒が通学する学校に、対象生徒の健康保持増進及び安全な学習環境を確保するため、看護師を派遣し、教育活動の充実に努めました。

教職員の多忙化の解消に向けた取り組みについては、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を整えていくため、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、部活動休養日の設定や学校閉庁日の実施などの取り組みを推進するとともに、引き続き時間外勤務等の縮減に向け、重点取り組み項目を設定し、各学校の実態に即した効果的な取り組みを継続するなど、教職員の多

忙化の解消に努めました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保については、交通安全教室や防犯教室等を開催するとともに、小学校を中心に通学路安全マップを整備し、各学校における通学路の定期的な安全点検など、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備については、標茶中学校（校舎）防音事業改築工事を初め、学校施設整備基金により虹別中学校教員住宅改修工事や、学校教育施設の維持補修に努め、直営で軽微な営繕による維持管理を計画的に推進しました。

学校給食については、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図り、ふるさと給食など地場産品利用を図り、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めるとともに、給食用食器の更新を行いました。

遠距離通学については、16路線のスクールバス運行により通学を確保し、安全・安定的な運行に努めました。

社会教育については、第8次中期計画に基づき、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習機会の提供や学習支援を展開し、その成果が日常生活やまちづくりに生かされるよう努めました。また、社会教育委員会を中心に事務事業の評価・検証と体育施設の管理運営並びに体育施設使用料の見直し・検討を進めました。

幼少年教育については、「しべちゃアドベンチャースクール」の開講、「地域子ども教室」「子どもの夢を育てるまつり」「少年の主張大会」を開催し、3年目となる「子ども朝活」事業を磯分内地域で実施しました。

また、家庭教育支援として、絵本の読み聞かせや親子ふれあい体操、お薦めの絵本の紹介などを活用されるよう努め、各公民館において親子を対象とした各事業等を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育については、「成人式前夜祭」をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりやまちづくりを考える機会にするとともに、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心として、地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育については、6館共同による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めました。

文化の振興については、認定団体、実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、鑑賞等の機会充実に努めました。

文化財保護活動につきましては、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財や天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努め、北海道集治監釧路分監本館の耐震改修とあわせ、創建当初の間取りを復元し、適正な保存・活用に努めました。また、集治監関連施設が所在した樺戸、空知、網走、十勝、釧路が北海道の集治監として北海道遺産に選定されました。

スポーツの推進については、各種スポーツ団体の活動支援を図るとともに、「広報スポーツしべちゃ」による情報発信に努めました。

図書館については、図書館資料の充実にも努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館車の運行や、26カ所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実にも努めました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自律したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のための支援措置を講じました。

また、馬を核とした地域づくりに標茶町と民間事業者が連携して取り組む「道東ホースタウンプロジェクト」の企画による「馬と共に暮らせる町…標茶」を進めるべく、地域おこし協力隊とともに、ふるさと納税を活用した事業展開と関係人口の創出に努めました。

引き続き各町内会、地域活動のさらなる拡充を図られるよう、地域と連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、11ページからの予算執行の実績については、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額6,203万円、執行率は100%であり、施設の長寿命化を図りました。

12ページの町営バス運行では、決算額4,901万5,000円、執行率は99.7%であり、6路線の運行により地域交通の確保を図りました。

地域振興事業では、決算額2,212万4,000円、執行率は98.4%であり、自治会の自主的な活動を支援する地域振興事業、コミュニティーの形成のための自治会振興事業、地域文化振興事業による人材育成に努めました。また、乗馬ファンにターゲットを絞った移住・定住の取り組みとして、移住促進事業を実施しました。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億3,411万9,000円、執行率はおおむね100%であり、社会福祉協議会を初めとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ7,175万6,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

高齢者福祉の増進では、決算額2,264万5,000円、執行率は99.8%であり、1、敬老会助

成から14ページの14、高齢者等住宅改修費の助成までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

心身障害者福祉の向上では、決算額2億8,032万6,000円、執行率は99.9%であり、1、社会福祉団体活動助成から15ページの12、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

16ページの介護保険事業では、決算額2億7,554万9,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,778万円、サービス事業勘定へ1億1,776万9,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

17ページの児童福祉の増進では、決算額9,653万7,000円、執行率は99.4%であり、1、学童保育所の運営から18ページの8、介護給付・訓練等給付費までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額4,991万1,000円、執行率は98.3%であり、20ページの10、予防事業では、感染症予防のため各種予防接種費用の助成を行いました。

21ページの病院事業では、負担金4億139万3,000円、補助金1億2,333万8,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図りました。

22ページの清掃事業では、決算額5,304万9,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、じんかい処理事業では、決算額1億3,608万2,000円で、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、旧焼却炉の焼却計画策定に係る調査設計委託業務を発注しました。

次に、5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果をおさめました。

次に、6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額4億2,089万5,000円、繰越明許費に係る事業費4,107万5,000円がありますので、執行率は91.1%ではありますが、農道6本の整備や道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額4億3,143万7,000円、繰越明許費に係る事業費が5億5,288万2,000円ありますので、執行率は43.8%にとどまりますが、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、25ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持確立が図られ、畜産競争力強化対策整備事業により、新たな国際環境のもとで収益力、生産基盤強化のための農業施設の整備を支援するなど、記載の成果をおさめました。

育成牧場運営事業では、決算額5億5,371万3,000円、執行率は99.9%であり、育成と哺

育の受託による酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献しました。

26ページの林業の振興では、決算額1億3,722万9,000円、執行率は99.2%であり、1、有害鳥獣駆除事業から27ページの11、森林所有者情報活用推進事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んでおります。

水産業の振興では、決算額88万5,000円であり、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興については、決算額は1億9,787万1,000円、執行率は100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、買い物不便地域への出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗客案内事業などの支援を行い、地域経済の活性化と町内消費の拡大を図りました。

観光の振興では、決算額3,957万9,000円で、産業まつりへの支援、観光振興事業や施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額6億8,055万2,000円、執行率はおおむね100%であり、虹別61線舗装改良、橋りょう長寿命化等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

29ページの都市公園整備事業では、決算額1億1,935万9,000円、執行率は99.6%であり、各公園の維持管理に努めるとともに、釧路川標茶公園、駒ヶ丘公園の施設改修工事などを行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額は3億4,127万8,000円、執行率は99.9%であり、桜南団地の建てかえ、川上団地の改修工事等を行いました。

9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、非常用備蓄品の購入を行うなど、防災対策の充実に努めました。

次に、10款教育費ですが、小学校教育では、決算額2,922万6,000円、執行率は98.8%であり、父母負担の軽減や特別支援教育推進のため、支援員の配置などを行い、記載の成果をおさめました。

中学校教育では、決算額1億9,685万5,000円、執行率は99.8%であり、中体連運営費の助成やALTの派遣などを行い、教育振興の増進を図るとともに、標茶中学校の校舎講堂防音事業のうち、校舎改築に着手し、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進等を行いました。また、医療的ケア支援事業では、支援を必要とする生徒に看護師を配置するなど、記載の成果をおさめました。

社会教育では、決算額9,207万5,000円で、1、幼少年教育から32ページの8、北海道集

治監釧路分監本館耐震改修事業まで、公民館活動の充実では決算額1,806万1,000円で、6館共同事業から各公民館事業まで、35ページの図書館蔵書充実では決算額515万円、博物館の機能充実では決算額488万5,000円、保健体育の振興では決算額983万2,000円で、1、体育団体育成支援から36ページの7、磯分内水泳プール内部改修まで、学校教育の充実では決算額319万8,000円で、それぞれ記載の成果を得ました。

学校教育施設整備ですが、決算額は3,047万円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費ですが、道路・橋りょう災害では決算額618万9,000円、都市公園災害では決算額47万6,000円、農業用施設災害では決算額349万9,000円で、それぞれ迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金、下水道事業の決算額は3億625万6,000円で、特別会計へ助成を行い、記載の成果をおさめました。

以上が平成30年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、平成30年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は21件で281万6,500円、貸し付けは継続2件で48万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,347万7,500円、貸し付けで25件885万3,000円となっております。

次に、2 ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況ですが、繰り出しによる基金の額は900万円で、貸し付け及び返済の件数は1件、金額はともに900万円で、利子収入は20万3,597円です。

3 ページ、医療資金貸付基金の運用状況ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運営実績はございませんでした。

次に、4 ページ、土地開発基金の運用状況調書ですが、基金の前年度末現在高は3億1,627万8,649円で、本年度運用状況については、利子積み立てが7,095円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億4,632万4,807円、土地では1億6,996万937円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。

1 ページ、総括です。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他の施設で11万5,225平方メートルの増、山林で2,640平方メートルの増、その他で11万5,569平方メートルの減、合計で2,296平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,715万3,780平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で、公共用財産、公営住宅で68平方メートルの減、同じくその他の施設で1,137平方メートルの増、その他で1,784平方メートルの減、合計で715平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万1,590平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で2,640平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,688万952平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万8,706立方メートルの増、分収量で2,619立方メートルの増、合計で3万1,325立方メートルの増となり、決算年度末現在高は78万1,635立方メートルとなりました。

次、(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は1,834万円です。

次に、2ページ、(4)、出資による権利についても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は4,418万3,500円でございます。

次に、3ページ、物品ですが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1、乗用車は1台の増、3、清掃車は1台の減、8、貨物車は2台の減、9、軽四輪車は1台の減、18、ショベルローダーは1台の減、22、除雪専用車は1台の増、27、ミニショベルローダーは1台の増で、合計では2台減の247台となりました。

次に、4ページ、基金についてでございます。

(1)、育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金については、元金積み立て6億2,489万円と利子積み立て3万5,468円から取り崩し6億8,000万円との差し引き5,507万4,532円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は16億9,934万5,235円となりました。

(3)、土地開発基金については、不動産、土地について決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3万2,767平方メートルとなりました。現金については、利子積み立て7,095円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億4,632万4,807円となりました。

(4)、医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円です。

(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円でございます。

(6)、減債基金については、元金積み立て3億7,371万9,000円と利子積み立て1万7,739円から取り崩し2億9,845万2,000円との差し引き7,528万4,739円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は8億4,978万6,987円となりました。

(7)、福祉基金については、利子積み立て4,257円から取り崩し840万円との差し引き839万5,743円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億4,987万9,137円となりました。

(8)、町営住宅整備基金については、元金積み立て3,774万7,000円と利子積み立て4,741円から取り崩し2,266万6,662円との差し引き1,508万5,079円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億6,944万269円となりました。

(9)、町有施設整備基金については、元金積み立て1億5,833万1,000円から取り崩し4,959万9,511円との差し引き1億873万1,489円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は3億341万3,143円となりました。

(10)、介護給付費準備基金については、元金積み立て2,407万8,745円と利子積み立て3,547円を合わせた2,408万2,292円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億2,508万5,663円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金については、利子積み立て7,095円から取り崩し3,046万9,274円との差し引き3,046万2,179円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億3,036万6,368円となりました。

(12)、地域交通対策基金については、元金積み立て228万8,960円から取り崩し1,069万1,658円との差し引き840万2,698円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億7,333万4,507円となりました。

(13)、地域文化振興基金については、取り崩し211万4,519円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は9,206万5,877円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書については、ただいままでの説明と内容が重複しますので、説明を省略いたします。

次に、平成30年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、平成29年度2,520万円、平成30年度1億1,286万8,000円、計で1億3,806万8,000円、財源内訳は、計で国道支出金9,664万7,000円、地方債4,130万円、一般財源12万1,000円であります。実績につきましては、平成30年度1億1,286万7,200円で、年割額との差は800円の減、計で1億3,806万7,200円で、年割額との差は800円の減となりました。財源内訳は、計で一般財源が12万200円で、800円の減となっております。

次に、平成30年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出ておりません。実質公債費比率は9.3%で、対前年比0.2ポイントの減、将来負担比率は20.5%で、対前年比5.9ポイントの減となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載されている早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 認定第7号、平成30年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

1、概況について。

（1）、総括事項については、平成30年度の町立病院診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、固定医は内科医師2名（院長、副院長）のみで、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰから週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週1回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院産婦人科医局のご協力により、町立中標津病院から週1回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科Ⅰ及び医療法人あつまクリニックから昨年同様の医師派遣を得られたことによって24時間の診療体制が確保できましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内3医育大学の医局状況は、平成16年度から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少し、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派

遣していただいたことに感謝申し上げます。

総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき平成28年度に策定した標茶町立病院新改革プランに基づき、町民の生命と財産を守り、また、持続可能な経営を目指していくために、当院の果たすべき役割や経営の効率化など新改革プランの実行に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金 5 億 2,473 万 1,000 円（前年度比 2,873 万 1,000 円増）を含め、前年度比 499 万 7,000 円増の 10 億 7,696 万 6,000 円となったのに対し、支出は、修繕費、特別損失の支出が増加したため、給与費や減価償却費などの医業費用及び支払利息などの医業外費用が減少しましたが、前年度比 585 万 7,000 円増の 10 億 7,690 万 9,000 円となり、結果 5 万 6,000 円（前年度比 86 万円減）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入が一般会計の長期貸付金 3 億円のうち、1 億円の償還を受けました。支出は老朽化した放射線室の画像情報管理システム、薬局の調剤支援システムなどの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比 397 万 7,000 円減の 1 億 1,651 万 9,000 円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填をいたしました。

高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくために良質な医療サービスの提供と信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいり所存であります。

次に、8 ページに参ります。

(2)、議会議決事項について記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数は、年度末現在の人数であります。前年度と比較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。検査室が 2 名の減、薬局が 2 名の増、看護部のうち正看護師が 1 名の減、給食部が 1 名の減、事務局で 1 名の増となっており、合計は 88 名となり、平成 29 年度末と比較して 1 名の減であります。

次に、9 ページへ参ります。

2 の工事等に関する事項について。

こちらの金額については、消費税込みの金額で記載をしております。

(1)、器械・器具等の購入については、ストックヤードから医事データ加算システムまで 12 件の購入金額は 1,239 万 1,898 円です。

(2)、リース資産については、リース期間が満了した病室テレビシステムの更新、金額は 680 万 4,000 円であります。

次に、10ページへ参ります。

3の業務について。

(1)の患者受け入れ状況についてですが、入院が1万534人で、前年度と比べ957人の減、外来は3万176人で、前年度と比べ348人の減となっております。こちらには、時間外にかかられた患者数916人が含まれております。

1日当たりの患者数については、入院が28.9人で前年度と比べ2.6人の減、外来は124.2人で前年度と比べ1.4人の減となっております。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万7,613円で前年度と比べ494円の増、外来は6,399円で前年度と比べ35円の増となっております。

次に、(2)、事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。

こちらの金額は、消費税を抜いた額となっております。

医業収益は6億9,647万2,525円で、前年度と比べ2,152万1,918円の減となっております。内訳は、入院収益が2億9,087万9,024円で前年度と比べ2,074万6,678円の減、外来収益は1億9,310万3,757円で前年度と比べ115万3,664円の減、他会計負担金は1億5,685万円で前年度と比べ228万4,000円の増、その他医業収益は5,563万9,744円で前年度と比べ190万5,576円の減であります。

医業外収益は3億8,049万3,082円で、前年度と比べ2,651万8,899円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が253万7,997円で前年度と比べ80万5,000円の減、他会計補助金は1億2,333万8,000円で前年度と比べ3,340万円の増、他会計負担金は2億4,454万3,000円で前年度と比べ695万3,000円の減、患者外給食収益は120万4,694円で前年度と比べ17万3,899円の減、長期前受金戻入は481万7,823円で前年同額、その他医業外収益は405万1,568円で前年度と比べ105万798円の増であります。

収入合計では10億7,696万5,607円で、前年度と比べ499万6,981円の増となっております。構成比は、記載のとおりでございます。

次に、11ページへ参ります。

支出についてですが、医業費用については10億1,664万3,529円で、前年度と比べ28万7,369円の増となっております。内訳は、給与費が6億8,029万12円で前年度と比べ442万2,530円の減、材料費は9,584万7,066円で前年度と比べ313万2,563円の減、経費は1億8,002万3,829円で前年度と比べ1,066万657円の増、減価償却費は5,545万6,476円で前年度と比べ374万5,886円の減、研究研修費は299万5,923円で前年度と比べ30万5,597円の減であります。

医業外費用は5,117万8,888円で、前年度と比べ351万7,253円の減となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が2,813万9,299円で前年度と比べ345万3,242円の減、患者外給食材料費は113万7,963円で前年度と比べ13万1,481円の減、消費税及び地方消費税は325万3,700円で前年度と比べ2万5,500円の減、雑損失は1,864万7,926円で前年度と比べ9万2,970円の増であります。

特別損失は、その他特別損失908万6,742円で、前年度と比べ皆増となっております。

支出合計は10億7,690万9,159円で、前年度と比べ585万6,858円の増となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりであります。

次に、資本的収支の状況についてですが、こちらも消費税を除いた金額となっております。

収入については、投資で1億円です。前年度と比べ皆増となっております。

支出については、建設改良費が1,276万3,755円で前年度と比べ744万4,631円の減、9ページの器械・器具等の購入費のほか、病室にある冷蔵庫とセットになったテレビなどのリース資産購入費を含んでおります。企業債償還金は1億339万5,024円で、前年度と比べ346万9,758円の増であります。

支出合計は1億1,615万8,779円、前年度と比べ397万6,673円の減となっております。構成比は、記載のとおりです。

次に、12ページへ参ります。

こちらは会計に関する事項について。

(1)、企業債の状況についてであります。18ページをお開きください。一番下の企業債明細書をごらんください。一番下の合計金額で申し上げます。発行総額は21億7,630万円に対し、当年度償還高は1億339万5,024円、償還高累計は14億3,643万1,709円となり、未償還残高は7億3,986万8,291円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりであります。

次に、13ページへお戻りください。

こちらは、キャッシュフロー計算書です。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れをあらわしたものであります。

1の業務活動によるキャッシュフローにつきましては、(1)の当年度純利益から(15)の利息の支払額までの合計で申し上げますが、5,175万6,019円のプラスとなっております。

2の投資活動によるキャッシュフローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から

(3) の他会計からの繰入金による収入までの合計で、1,296万3,755円のマイナスとなっております。

3の財務活動によるキャッシュフローは、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計で、339万5,024円のマイナスとなっております。

以上のことから、4の資金増加額は3,559万7,240円のプラスとなり、5の資金期首残高7,432万224円を加えますと、6の資金期末残高は1億991万7,464円となるものであります。次に、14ページへ参ります。

こちらは、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細書でありまして、17ページまで続いております。こちらの説明は、省略させていただきます。

次に、18ページをお開きください。

固定資産明細書についてご説明いたします。

(1)の有形固定資産については、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は31億9,416万2,933円。当年度増加額は1,777万3,980円、こちらは9ページに記載の器械・器具、リース資産の購入分で、消費税を除いた金額であります。当年度減少額は3,475万1,778円、こちらは器械・備品、リース資産の用途廃止によるものです。年度末現在高では31億7,718万5,135円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は5,545万6,476円、当年度減少額は3,272万1,555円、累計では15億5,864万5,381円となり、年度末償却未済額は16億1,853万9,754円であります。

(2)の無形固定資産については電話加入権で、年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様38万8,032円となっております。

(3)の投資については長期貸付金で、一般会計への貸付金です。年度当初の現在高3億円、当年度増加額はございません。当年度減少額は1億円で、年度末現在高は2億円となっております。

次に、3ページをお開きください。

こちらは損益計算書です。

1の医業収益は、(1)の入院収益から(4)のその他医業収益までの合計で6億9,647万2,525円、2の医業費用は、(1)の給与費から(6)の研究研修費までの合計で10億1,664万3,529円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億2,017万1,004円であります。3の医業外収益は、(1)の受取利息配当金から(6)のその他医業収益までの合計で3億8,049万3,082円、4の医業外費用は、(1)の支払利息及

び企業債取扱諸費から（４）の雑損失までの合計で5,117万8,888円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は3億2,931万4,194円で、この額に医業損失額を加えた経常利益は914万3,190円となりました。５の特別損失については908万6,742円であり、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益については5万6,448円であり、前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の5万6,448円であります。

次のページへ参ります。

こちらは、剰余金計算書です。当年度末残高でもって申し上げます。

資本金は9億8,387万7,909円、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金はどちらもございません。未処分利益剰余金は5万6,448円であり、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は5万6,448円で、資本合計は9億8,724万1,357円となっております。

下段の表は、剰余金処分計算書です。資本金については処分額はございません。したがって、処分後残高は当年度末残高と同額の9億8,387万7,909円となります。資本剰余金についても、処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の330万7,000円であります。未処分利益剰余金については、当年度末残高5万6,448円を全額減債積立金として処分いたしましたので、処分後の残高、繰越利益剰余金ともございません。次に、5ページへ参ります。

こちらは、貸借対照表で平成30年度末現在です。

資産の部について。

１の固定資産については、（１）の有形固定資産は、土地からリース資産までの合計で申し上げます。16億1,853万9,754円、（２）の無形固定資産は38万8,032円、（３）の投資は2億円、固定資産の合計は18億1,892万7,786円となります。

２の流動資産は、（１）の現金・預金から（３）の貯蔵品までの合計で1億8,480万882円であります。なお、（２）の未収金と（３）の貯蔵品の内訳は、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これは固定資産と流動資産の合計ですが、20億372万8,668円となっております。

次のページへ参ります。

負債の部について。

３の固定負債は、（１）の企業債と（２）のリース債務の合計で6億3,635万9,072円あります。

4の流動負債は、(1)の企業債から(5)の預り金までの合計で2億2,243万9,780円です。なお、(3)の未払金と(5)の預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載をしております。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、1億5,768万8,459円です。

負債合計、これは固定負債と流動負債と繰延収益の合計ですが、10億1,648万7,311円となりました。

次に、資本の部について。

6の資本金は、9億8,387万7,909円、こちらの内訳は、20ページに記載をしております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で336万3,448円となり、資本合計、これは資本金と剰余金の合計ですが、9億8,724万1,357円です。負債と資本の合計は20億372万8,668円です。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、税を含んだ金額になっております。

収益的収支の状況について。

収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益について。予算額の合計が11億7,339万7,000円に対し、決算額は10億8,175万48円となっております。予算額に比べ決算額の増減は9,164万6,952円の減であります。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は478万4,441円です。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が7億2,441万9,000円に対し、決算額は7億94万3,197円、予算に比べ決算額の増減は2,347万5,803円の減であります。

第2項医業外収益は、予算額の合計が4億4,897万8,000円に対し、決算額は3億8,080万6,851円、予算に比べ決算額の増減は6,817万1,149円の減であります。

次に、支出です。

第1款病院事業費用は、予算額の合計が11億7,339万7,000円に対し、決算額は10億8,068万8,779円、不用額は9,270万8,221円で、予算執行率は92.1%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,242万7,546円です。

内訳ですが、第1項医業費用は、予算額の合計が11億2,983万8,000円に対し、決算額は10億3,897万6,309円、不用額は9,086万1,691円で、予算執行率は92.0%です。

第2項医業外費用は、予算額の合計が3,392万9,000円に対し、決算額は3,262万5,728円、不用額は130万3,272円で、予算執行率は96.2%です。

第3項予備費は、予算額の合計が50万円に対し、決算額はございませんので、全額不用

額であります。

第4項特別損失は、予算額913万円に対し、決算額は908万6,742円、不用額は4万3,258円で、予算執行率は99.5%であります。

次のページへ参ります。

資本的収支になります。こちらも税を含んだ金額になっております。

初めに、収入のほうからご説明いたします。

第1款資本的収入、第1項固定資産売却代金の予算額が2万円に対し、決算額はございませんので、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減です。

第2項投資は、予算額が1億円に対し、決算額は予算と同額の1億円であります。

次に、支出について。

第1款資本的支出は、予算額の合計が1億1,798万4,000円に対し、決算額は1億1,716万3,600円、不用額は82万400円で、予算執行率は99.3%であります。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税の額は100万4,821円であります。

第1項建設改良費は、予算額が1,458万8,000円に対し、決算額は1,376万8,576円、不用額は81万9,424円で、予算執行率は94.4%であります。

第2項企業債償還金は、予算額が1億339万6,000円に対し、決算額1億339万5,024円、不用額は976円で、予算執行率はおおむね100%であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,716万3,600円は、減債積立金処分額91万6,325円、過年度分損益勘定留保資金1,624万7,275円で補填をし、決算を終えたところであります。

なお、本件につきましては、8月22日開催の第1回町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時50分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 認定第8号、平成30年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、平成30年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

(1)、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,195戸、給水人口4,306人と計画人口5,020人に対して普及率85.8%であり、前年度と比較し88人の増加となっております。

年間配水量は49万5,219立方メートルで、前年度より9.6%の減少となりました。また、有収水量においては40万8,316立方メートル、有収率82.5%と前年度を4.6ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり168円8銭となり、供給単価158円59銭に対して、その差9円49銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,475万4,888円（消費税込み6,993万5,280円）を主として収入合計8,056万7,289円（消費税込み8,579万2,124円）であり、支出については、人件費1,336万8,169円を初め、企業債利息675万2,221円を含め支出合計7,322万1,304円（消費税込み7,645万2,380円）となり、734万5,985円の利益を計上し決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,727万2,665円、配水管布設がえ工事等の建設改良費2,691万2,520円（うち消費税199万3,520円）、支出合計5,418万5,185円（消費税込み）に対し、収入は企業債520万円であり、4,898万5,185円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分量1,075万8,474円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万3,520円、過年度分損益勘定留保資金3,623万3,191円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては、当年度利益剰余金734万5,985円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名。ロ、給与改定は平成30年4

月1日に実施しております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載の5件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取りかえ工事は2件で320基の交換を行い、工事費は1,726万8,120円。上水道配水管移設工事は、桜地区で42.7メートルを行い、工事費は167万8,320円。上水道配水管新設工事は、常盤地区で138メートルを行い、工事費は103万6,800円。上水道配水管布設外工事は、桜地区で117.3メートルを行い、工事費は610万2,000円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,306人、ロ、年度末給水戸数2,195戸、ハ、年間配水量49万5,219立方メートル、ニ、月平均給水量4万1,268立方メートルです。

9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額につきましては、全て消費税及び地方消費税抜きの金額であります。

収入でございます。

1、営業収益7,035万5,488円で、前年度比219万9,997円の減となっております。うち(1)、給水収益は6,475万4,888円で、前年度比247万2,297円の減。(2)、受託工事収益はゼロで、前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は523万7,000円で、前年度比13万7,000円の増。(4)、その他営業収益は36万3,600円で、前年度比13万5,300円の増です。

2、営業外収益は1,021万1,801円で、前年度比8万291円の減となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は997円で、前年度と同じです。(2)、他会計負担金は501万1,000円で、前年度比4万2,000円の増。(3)、長期前受金戻入は459万2,470円で、前年度と同じです。(4)、雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針にかかわる費用の下水道負担分で60万7,334円で、前年度比12万2,291円の減です。

水道事業収益合計では8,056万7,289円で、前年度比228万288円の減です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は6,646万9,083円で、前年度比181万9,561円の増となっております。うち（１）、配水及び給水費は2,704万6,148円、前年度比16万967円の増です。（２）、受託工事費はゼロ円で前年度と同じ。（３）、減価償却費は3,697万1,795円で、前年度比16万8,582円の増。（４）、資産減耗費は245万1,140円で、前年度比149万12円の増です。

2、営業外費用は675万2,221円で、前年度比68万7,360円の減。うち（１）、支払利息及び企業債取扱諸費は675万2,221円で、前年度比68万7,360円の減。（２）、雑支出ゼロ円で、前年度比も同じです。

3、特別損失、（１）、その他特別損失はゼロ円で、前年度も同じです。

水道事業費用合計では7,322万1,304円で、前年度比113万2,201円の増となっております。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

収入、1、資本的収入は、（１）、企業債の520万円で、前年度比110万円の増となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は5,219万1,665円で、前年度比1,225万9,267円の増となっております。うち（１）、企業債等償還金は2,727万2,665円で、前年度比70万5,267円の増。（２）、建設改良費は2,491万9,000円で、前年度比1,155万4,000円の増です。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

（１）、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

（２）、企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で1億8,093万1,038円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高1億5,396万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業キャッシュフロー計算書です。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期首と期末の現金の流れをあらわしたものです。

1、業務活動によるキャッシュフローでございます。

（１）、当年度純利益から（14）、利息の支払額までの支払い合計で申し上げます。

3,466万3,247円です。

2、投資活動によるキャッシュフローでございます。

(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金による収入までの合計で、マイナス2,491万9,000円です。

3、財務活動によるキャッシュフローでございます。

(1)、建設改良企業債による収入から(3)、他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス2,207万2,665円です。

資金減少額はマイナス1,232万8,418円、資金期首残高は2億3,566万8,537円、資金期末残高は2億2,334万119円となります。

次の12ページから14ページまでの平成30年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの当年度当初の現在高は11億340万8,703円で、当年度増加額は構築物で816万4,000円、機械及び装置は量水器で1,598万9,000円、工具・器具及び備品で76万6,000円、合計で2,491万9,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で31万6,356円、機械及び装置で1,355万8,196円、合計で1,387万4,552円の増加となり、年度末現在高は、合計で11億1,445万3,151円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,608万2,898円、機械及び装置で1,983万1,618円、車両運搬具で52万2,000円、合計で3,643万6,516円。当年度減少額は、機械及び装置で1,142万3,412円、累計4億8,429万7,379円、年度末償却未済額は、合計で6億3,015万5,772円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありませんので、累計合計は1,277万9,718円、年度末償却未済額は160万6,409円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。平成30年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみを報告とさせていただきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で7,035万

5,488円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で6,646万9,083円、よって営業利益は388万6,405円となりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計で1,021万1,801円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で675万2,221円、よって営業外利益は345万9,580円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は734万5,985円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は734万5,985円となります。

次の4ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。初めに、資本金については3億3,210万6,679円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金についてはゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は734万5,958円、利益剰余金合計は1,934万5,985円となります。

したがって、資本合計は3億5,145万2,664円となります。

次に、下表の平成30年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億3,210万6,679円、資本剰余金はゼロ円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高734万5,985円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積み立てで734万5,958円を減額し、処分後残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億3,015万5,772円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は160万6,409円。固定資産合計は6億3,176万2,181円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金から(3)、貸倒引当金合計で2億3,583万3,991円。

したがって、資産合計は8億6,759万6,172円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は3億3,747万672円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は3,113万9,985円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億4,753万2,851円で、負債合計は5億1,614万3,508円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6、資本金につきましては3億3,210万6,679円。

7、剰余金、利益剰余金合計は1,934万5,985円。

したがって、資本合計は3億5,145万2,664円、負債資本合計は8億6,759万6,172円となります。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計9,098万7,000円に対し、決算額は8,579万2,124円で、予算額に比べ決算額の増減は519万4,876円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額8,074万2,000円に対し、決算額7,553万5,880円で、予算額に比べ決算額の増減は520万6,120円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は518万392円です。

第2項営業外収益、予算額1,024万5,000円に対し、決算額は1,025万6,244円で、予算額に比べ決算額の増減は1万1,244円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税は4万4,443円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は8,899万2,000円に対し、決算額は7,645万2,380円、不用額は1,253万9,620円、執行率は85.9%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は7,917万3,000円に対し、決算額は6,742万8,759円で、不用額は1,174万4,241円、執行率は85.2%、うち仮払消費税及び地方消費税は95万

9,676円となっております。

第2項営業外費用、予算額は931万9,000円に対し、決算額902万3,621円で、不用額は29万5,379円、執行率は96.8%となっております。

第3項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロです。

次の2ページでございます。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額520万円で、決算額も同額で予算額に比べ決算額の増減はゼロでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は5,419万3,000円に対し、決算額は5,418万5,185円、不用額は7,815円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,727万3,000円に対し、決算額2,727万2,665円で、不用額は335円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は2,692万円に対し、決算額は2,691万2,520円、不用額は7,480円、執行率はおおむね100%。うち仮受消費税及び地方消費税は199万3,520円となっております。

資本的収入が資本的支出に不足する額4,898万5,185円は、減債積立金処分別1,075万8,474円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万3,520円、過年度分損益勘定留保資金3,623万3,191円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号、平成30年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員から決算監査意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、私のほうから決算審査の意見書について補足説明をさせていただきます。

まず、1ページであります。平成30年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、(1)、平成30年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2)、平成30年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定と介護サービス事業勘定、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計の6特別会計、歳入歳出の決算であります。(3)、附属書類は、

平成30年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、平成30年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、平成30年度財産に関する調書であります。

2、審査の期間は、令和元年7月26日から7月31日まで実質4日間実施いたしました。

3、審査の手続、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況について、関係法令等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところでございます。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められたところでございます。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

決算の概要は以下のとおりでございますけれども、13ページまで省略させていただきまして、14ページの結びの欄でご報告を申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせました総決算額を見ますと、歳入147億8,737万7,607円、歳出146億536万9,873円で、歳入歳出差し引き額は1億8,200万7,734円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は5,369万1,000円、実質収支の額は1億2,831万6,734円の黒字、単年度収支については7,610万7,414円の赤字となっております。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入が114億5,006万1,067円、歳出113億1,867万4,842円で、前年度に比し歳入は84.5%、歳出も84.6%となり、歳入歳出差し引き額は1億3,138万6,225円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は4,862万1,000円で、実質収支の額は8,276万5,225円の黒字、単年度収支については3,540万1,637円の赤字となっております。

一般会計の財源構造について見てみますと、歳入は主軸となる町税が前年対比101.8%の10億7,137万3,013円となり、地方交付税は前年対比95.6%の43億8,720万1,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借り入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が37%、依存財源が63%となっております。

一方、歳出の執行率は94.3%で、その構成割合を見ますと義務的経費は25.1%、經常経

費は37.5%で前年度より増加していますが、投資的経費は18.9%で前年度より減少しております。

次に、主要な財務比率を見ますと、経常収支比率は85.2%で、前年度に比し2.9ポイント悪化しており、通常75%程度におさまることが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況でございます。財政力指数は、前年度よりわずかに上昇し0.212となり、公債費比率は7.8%で1.5ポイント改善し、通常15%とされている警戒ラインをクリアしています。実質公債費比率も9.3%で0.2ポイント改善され、地方債許可団体移行の18%をクリアしております。

基金積立金につきましては、歳出の減少等により財政調整基金などの13の基金全体で1億1,874万1,023円増加し、本年度末残高は43億7,447万2,892円となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下ではありますが、長引くデフレ経済で、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況の中、基幹産業である酪農畜産情勢が好景況であることは明るい兆しではありますが、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に答えなければならないと考えます。

また、自主財源の中でも大きな割合を占めます町税や、町民が直接受益を得ております税外収入金に多額な収入未済額が出ております。各担当課でそれぞれ収納対策に努力されているものの、30年度の現年度、滞納繰り越しを含む収入未済額は、町民税においては、個人、法人で1,588万9,614円で前年度より31万9,510円減少しており、特に現年度個人の徴収率が99%と努力をされていますが、まだまだ多額な収入未済額が残っております。また、固定資産税の収入未済額は4,870万7,450円となっております。

税外収入未済額は3億3,330万4,232円で、収納率は上がっているものもありますが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし、協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するところであります。

次に、15ページ、3、特別会計。

(1) の国民健康保険事業事業勘定特別会計でございます。

16ページ、中ほどの結びの欄で簡単に申し上げます。

2行目から入りますけれども、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は224万6,120円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、収納率は88.6%で、収入未済額は4,200万4,148円となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ520万2,533円減の7,175万5,595円となっています。歳出では、保険給付費6億5,491万9,334円で、前年度より2,253万6,457円減少しています。

当会計の安定経営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、総体として依然厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも、引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全経営の確保に努めることを期待するところであります。

(2)、下水道事業特別会計でございます。

17ページ、中段の結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況は、歳入歳出差し引き額はゼロ円であります。

本事業の基本財源でございます下水道使用料につきましては、調定額、収入額はほぼ前年度と同額であります。収入未済額は前年度に比べ4万5,560円の減となっております。今年度は不納欠損処理を行っておりませんが、今後も収納対の強化を図り健全な財政運営の確保に努めることを期待いたします。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

続きまして(3)、介護保険事業特別会計のまず保険事業勘定、次のページ(4)の介護サービス事業勘定、あわせて18ページの結びの欄で報告いたします。

保険事業勘定では、本年度の歳入歳出決算の状況を見てもみますと、歳入歳出差し引き額は2,755万2,078円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億6,549万700円で、収入未済額は679万1,020円あります。収入未済額は減少していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では、保険給付費が7億4,086万6,096円で、前年度より1,902万6,696円増加していますが、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、本年度の歳入歳出決算の状況を見てもみますと、歳入歳出差し引き額は511万5,795円の黒字であります。歳入では基本財源のサービス

収入が4億665万8,818円で前年度より96万5,894円減少し、歳出ではサービス事業費が5億2,498万8,994円で、前年度より1,230万3,369円の増加となりました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところがあります。

次に、(5)、後期高齢者医療特別会計であります。

19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出差し引き額は59万5,778円の黒字であります。歳入では基本財源の保険料で収入未済額が前年度より76万3,430円減少していますが、引き続き収納対策の強化が望まれます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億541万4,612円で、支出済額のほとんどを占めてございます。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところがございます。

続いて、(6)の簡易水道事業特別会計であります。

下段の結びの欄で簡単に申し上げます。

今年度の歳入歳出差し引き額は1,511万1,738円の黒字であります。歳入では、基本財源の使用料で収入未済額が67万8,590円発生しており、収納対策の強化を望むとともに、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

次に、20ページ、4の財産に関する調書であります。これにつきましては省略をさせていただきます。

続きまして、21ページ、平成30年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1、2、3までは、省略をさせていただきます。

4の審査の結果であります。審査に付された平成30年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められたところがあります。

ちなみに30年度末の現在高は、前年度より1億1,874万1,023円増の43億7,447万2,892円あります。表につきましては、省略をさせていただきます。

次に、22ページの平成30年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1から3につきましては、省略をさせていただきます。

4の審査の結果及び意見であります。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているも

のと認められたところでございます。

健全化判断比率では、実質公債費比率9.3%、将来負担比率20.5%、資金不足比率につきましては、資金不足比額が発生していないということでございます。

続きまして、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見に移らせていただきます。

まず、1ページの平成30年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成30年度標茶町病院事業会計決算であります。

2、審査の期日は、令和元年6月20日、1日でございます。

3、審査の書類は、(1)、決算報告書、(2)、アからエまでの財務諸表、(3)、アからオまでの附属書類でございます。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を正確に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、平成31年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところでございます。

財務処理につきましても、総体として適正に執行されているものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりであります。6ページまで省略させていただきます。7ページの結びの欄で5行目から説明させていただきます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万534人、外来延べ患者数3万176人で、前年度と比較しますと入院は957人、外来は348人の減少となっております。

経営成績は、総収益10億7,696万5,607円、総費用が10億7,690万9,159円で、差し引き純利益5万6,448円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益6億9,647万2,525円、医業費用が10億1,664万3,529円で、差し引き3億2,017万1,004円費用が上回っていますが、不足額につきましては一般会計からの補助金と負担金3億6,788万1,000円を主なものとする医業外収益により補填されております。

医業収益は、前年度比97%であり、これは入院患者数の減少が主な要因であります。

また、医業費用は、前年度比100%で、総体的に費用の圧縮が継続されております。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動が大きく影響を及ぼすことから、医師、看護

師、病院職員が一丸となって医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待するところであります。

資本的収支につきましては、器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額 1 億 1,716万3,600円執行されております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師等の医療従事者の確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者を初め行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

続きまして、標茶町上水道事業であります。

1 ページの平成30年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

第 1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成30年度標茶町上水道事業会計決算であります。

2、審査の期日、令和元年6月20日に実施をいたしております。

3、審査の書類は、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、ア、損益計算書、イ、剰余金計算書、ウ、剰余金処分計算書、エ、貸借対照表、(3)、附属書類、ア、事業報告書、イ、キャッシュフロー計算書、ウ、収益費用明細書、エ、固定資産明細書、オ、企業債明細書、カ、一般会計借入金明細書などがございます。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿との照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第 2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成31年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の概要は以下のとおりでございますけれども、8ページまで省略させていただきます。9ページの結びのところで説明させていただきます。

9ページの9行目あたりから入りますけれども、平成30年度の経営成績は、総収益8,056万7,289円、総費用は7,322万1,304円の決算額で、差し引き734万5,985円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計 8 億6,759万6,172円で、前年度と比較して2,128万7,451円の減少となっております。

次に、資本的収支は、総額5,418万5,185円執行されており、この資金は企業債の発行で520万円を調達し、不足する4,898万5,185円は、過年度分損益勘定留保資金3,623万3,191円、減債積立金1,075万8,474円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万3,520円で補填されております。

水道使用料の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策の効果は見られるものの、当年度は688万892円で前年度より10万78円減少しておりますが、今後もさらなる収納対策に努力されるよう望むところであります。

また、有収率は82.5%で、昨年の77.9%を上回っていますが、今後も不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少するものと予測されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることと、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進を図られるよう努められることを望むところでございます。

以上をもちまして決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定 8 案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第 1 号から認定第 6 号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第 1 号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第 7 号及び認定第 8 号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第 1 号、一般会計決算書、歳出から行います。

1 款議会費について質問を許します。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございますか。速いのかな。速いですか。大丈夫ですか。

（「もうちょっとゆっくりしたほうがいいな」の声あり）

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 次、なければ、8款土木費について質疑を許します。質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。いいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 14款職員費、給与費の中の職員手当について、時間外勤務手当の実績というものがもしわかれば、金額を教えてください。

○委員長(本多耕平君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時01分

○委員長(本多耕平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) 大変申しわけございません。

職員手当の3億3,489万8,783円のうち、時間外勤務手当で支給している分は3,986万773円でございます。

○委員長(本多耕平君) よろしいですか。

○委員(類瀬光信君) はい。

○委員長(本多耕平君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、15款予備費について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

深見君。

○委員(深見 迪君) 2ページ目なのですが、先ほど審査委員長のご意見もございましたが、2ページ目の固定資産税の滞納繰越分、これ、ほとんど動いていないのですね。全体の固定資産税の9%を超える額で、このうち収入されたのが6%に満たない金額だということで、ほとんど動いていないと。中身をちょっと教えてほしいのですよ。これは、ひよっとしたら空き家がたくさんあって、そして、それで収入の見込みがもうかなり難しい

というようなことが原因なののでしょうか。それとも、本人がいて、収入の見込みが粘り強く取り組めばあるものなのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

固定資産税の未収金につきましては、実は1件ちょっと大口の滞納がございまして、その部分で年間400万円ちょっとの未納が発生している状況であります。滞納繰越分の未収分4,199万3,000円のうちの46%ぐらいを実は1件の滞納部分が占めておりまして、非常に頭を悩ませている状況であります。回収の見込みにつきましては、現時点では物件の差し押さえを行って債権を一応確保している状況ではありますけれども、今後につきましてはなかなか厳しい状況というのが正直、現時点での状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは、さっき大口で1件400万円と聞いたのだけれども、そうではないですね。この1件というのは、2,000万円ぐらいになりますか。さっき何か大口で1件400万円と聞こえたのだけれども。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

滞繰分の未収分のうち1件で占めているのが平成27年度からございまして、未収分の全体の46.2%を占めております。400万円というのは、一応現年度分の金額でございます。済みません。全体の金額が2,995万2,000円というふうになっております。未収金の1件で滞繰分のうちの。

（「46%で」の声あり）

○税務課長（服部重典君） はい。

（「計算違わないか。さっき46%と……」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 深見君、いいですか。

○委員（深見 迪君） いいです。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

ほかにございますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 15ページです。物品売払収入の内訳を教えてください。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 物品売払収入の内訳でございますが、91万4,682円、全て綿羊売り払いの金額でございます。

（「はい、わかりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにありますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 19ページです。雑入の雑入です。当初予算で項目として上がっている生命保険取扱手数料、それから下水汚泥処理受託料、それぞれの金額を教えてください。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

下水道汚泥受託料の分についてお答えいたします。35万8,620円でございます。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 雑入に入っています生命保険事務取扱手数料につきましては、120万9,084円でございます。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(本多耕平君) お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、あす10月10日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

（午後　４時１８分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 本 多 耕 平

平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

令和元年10月10日（木曜日） 午前 9時56分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成30年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（10名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	長 尾 式 宮 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	松 下 哲 也 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	深 見 迪 君	〃	黒 沼 俊 幸 君
〃	鴻 池 智 子 君	〃	後 藤 勲 君

○欠席委員（1名）

委員 熊 谷 善 行 君

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	服 部 重 典 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君

住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	多 津 美 悟 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
監 査 委 員	佐 々 木 幹 彦 君
監 査 委 員	館 田 賢 治 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐 美 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(本多耕平君) 昨日に引き続き平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

(午前 9時56分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長(本多耕平君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

昨日に引き続き内容質疑を行います。

認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町下水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第8号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書に

ついて質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 12ページです。「関係人口」創出事業」モデル事業として、都市圏の「乗馬ファン」「乗馬クラブ」をメインターゲットに「関係人口」の創出を推進したということと、もう一つ、13ページに移住促進事業として、乗馬ファンにターゲットを絞った移住・定住の取り組みとしていろいろな事業を進めてきたという「馬と共に暮らす町」を目指していく中の事業が2つあります。

まず、移住促進事業、こちらのほうは実際にどの程度の成果があったかお聞かせください。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

まず初めに、移住促進事業でございますが、この事業につきましては、平成29年度から採用しております地域おこし協力隊を活用したもので、29年度につきましては、馬との触れ合いや乗馬を核とした新しい観光メニューの開発、「馬と共に暮らせる町」という新たな魅力発信による町への長期滞在者、移住者の獲得、都市圏の乗馬愛好者などへのマーケティング調査を主な業務として行ってまいりました。

この中で、30年度につきましては、6月から7月、9月から10月までの間で3泊4日を基本として「馬と共に暮らす地場体験ステイプラン」というものを企画して、本州から20名の参加がありまして、こういった方々をこの標茶に呼び込むということで、関係人口を創出するということも確認されている部分でございます。

この移住促進事業でございますが、名前は移住促進という部分を使っておりますけれども、馬を核として人を標茶に呼び込むという部分で行っております。昨年度から関係人口を利用して、クラウドファンディングという形でふるさと納税を活用し、その資金を寄附金を利用した事業として引退馬の預託事業も行っておりまして、30年度は1頭の引退馬の預託を受けているところでございます。質問はされてはおりませんけれども、現在3頭、預託を受けているというところでございます。

もう一点、関係人口でございます。ちょっと関係人口、なかなか、昨年度1年間の総務省による委託事業ということでさせていただいたわけでございますが、関係人口という部分は、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわるものである関係人口に着目し、地域外からの交流の入り口をふやすことが必要であるという考え方から、地域とのかかわりを持つ者に対する地域づくりにかかわる機会の提供や、地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の者との協働実践活動に取り組む地方

公共団体を支援するモデル事業として総務省から委託を受けて実施したものでございます。

この関係人口でございますけれども、本町では、地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する取り組みとしてふるさと納税を活用し、ふるさとに一定の関心を持っている寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供するという事業目的で事業を実施してきております。

取り組み内容ですが、ここにも記載しておりますけれども、馬を核とした取り組みで、目指すこの標茶の姿である道東ホースタウンのビジョンと標茶町ふるさと納税の趣旨をシンボリックに伝えながら納税のモチベーションを高める専用サイトを昨年開設し、運営をしております。それと、発進力のある乗馬関係の専門家とか、馬をモチーフに創作を行うアーティスト等と関係を築きまして、標茶町の取り組みへの協力を得ることを目的にしたものも行っております。さらに、乗馬専門紙等のメディアで、広く標茶町のふるさと納税の地域振興の取り組みを発信したりしてきております。そういったことをやりながら関係人口を創出するというので、元年度も引き続きこの事業については行ってきているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ありがとうございます。

それで、総務省のほうの事業というのは終了するという事かと思うのですが、今後、新しい総合計画等にも、移住促進に向けて馬を活用したりとか、そういう事業というのを今後も進めていくということかどうか、最後に確認させてください。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 引き続き、次の総合計画の中にも、この移住促進事業は盛り込みながら継続して行っていきたいと考えております。

○委員長（本多耕平君） 私のほうからお願いでありますけれども、委員諸公には、内容質疑でありますので、計画ですとかそういうものについては、後の機会の質疑のときをお願いするように申し伝えておきます。

なお、質疑については、一継続ということでの質疑をお願いいたします。

ほかに類瀬君、ありますか。一継続の中での質疑ということで、質問、一つの質問に対しては。

（何事か言う声あり）

○委員（類瀬光信君） 私からは以上です。

○委員長（本多耕平君） 終わりですか。

ほかにございますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） まず、8ページですが、社会教育の関係につきまして「体育施設使用料の見直し・検討を進めてまいりました」というふうにうたわれておりますが、これはどのように検討されてきたのか、伺っておきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

現在、この文言の中には「検討を進めてまいりました」という表現をしていますが、昨年度から今年度にかけて、現在、社会教育委員の中で評価検証を行っている段階です。

内容につきましては、体育施設の主な建物の現地視察でその設備と建物の現状をまず見て把握するということが1つ、それから、これまでも何度かご質問もありましたが、有料化されて12年経過しています。これまでもそういった見直し等行っておりませんので、それらのことも含めてどうなのかということを検証中ということでもあります。

それから、昨年暮れころから、主に体育施設を利用されている個人、スポーツ団体、そういった方々、それからスポーツ少年団、中学校、高校、そういった学校教育現場の利用もありますので、そういった方々にアンケート調査を実施いたしました。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 12ページです。地域振興事業の花いっぱい推進事業の中で、たしかコスモス推進会議という組織があったのではないかとこのように思ったのですが、その今の状況。わからない。そうすると、そして、ここに書いてあります「種子の配布を行い」というふうになっておりますが、造成普及も含めてどのようにされてきたのか、まず1つ伺います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

ただいまの質問の資料を持ち合わせておりませんので、至急取り寄せてからお答えしたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、次、2番目の地域間交流の中でのスポーツ合宿誘致なのですが、事務報告資料にもありましたが、何団体がこの合宿に本町に訪れたのか、伺いたいなというふうに思えます。事務報告に載っていません。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 済みません。

13ページの高齢者福祉の関係ですが、自立支援ヘルパーということなのですが、現在、町として抱えているのは何名でしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今現在、ヘルパーとして抱えているのは、非常勤職員で1名ということでございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 18ページ、児童館の運営に関して、成果として「地域組織活動の育成を図ることができた」というふうにうたわれておりますが、組織活動とはどのような活動がされたのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

地域組織活動という部分でいきますと、中央公民館でやっている高齢者の大学とか、そういうところと、あと紙芝居とかをやっている団体とかの協力を得ながら児童館でイベントを開いているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 32ページ、女性教育の関係で、女性団体に対しての補助金ということなのですが、標女連に対しての補助金、何年も同額だというふうに思うのですが、この年数を教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

何年からということだと思っておりますが、詳細についてははっきりお答えできないのですが、恐らくもいけないと思いますので、済みません、後ほど調べてお答えいたします。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君、今の答弁でよろしいですか。

○委員（鈴木裕美君） 後でということなので。

○委員長（本多耕平君） 後ほどでいいですか。

○委員（鈴木裕美君） よろしいです、そうしたら。

○委員長（本多耕平君） では、鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ごめんなさい。35ページの博物館の機能の充実ということですが、ここで博物館施設での清掃関係ですが、人件費としてどこに載っているのでしょうか。清掃員が不在だというふうにも伺っていたのですが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

昨年7月1日オープンに向けて清掃業務を外部委託する予定でございましたが、結果的には外部委託ができない結果となりまして、その後、何とか職員で対応できないか検討をしまして、現在は職員の中で毎日シフトを組みながら清掃を行っているという状況にあります。

（「終わります」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 先ほど鈴木委員の女性団体の関係での3件の質問がありますが、それは留保しておきます。

深見君。

○委員（深見 迪君） これは委員長に注意されるかもしれませんが、1ページのちょっと文章の読み取りが私できないので、率直に聞きますが、2行目から、これ、町長に対してかな、「長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたといわれており」と書いてあるのですけれども、そういう認識で町政を進めるということの認識でいいのでしょうかね。監査委員の審査意見書では「長引くデフレ経済で、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい」というふうに断定しているのですけれども、ちょっと何かニュアンスが違うようなので、監査委員の審査意見書と同じでいいですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員からご指摘がありました部分でありますけれども、後段の「北海道においては一部の都市部を除き依然として厳しい景気動向が伝えられています」、これは道内状況として町の認識であります。

ご指摘の部分につきましては、国内全般の部分で新聞等で言われている部分を引用させてもらったということでありまして、町内の景気動向に関しましては、さらにその後ろにあります「一方、地方自治体においては、電気料金の高騰」等々で「依然として厳しい状況が続いております」というところが町として、本町経済状況等の認識ということでご理解いただければと思います。結果としては、監査委員の標茶町に関する景気動向と認識はたがわないというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、これは、主語が「我が国の経済は」というふうになっているでしょう。だから、そういう、我が国の経済は、デフレから脱却して再生の道を歩み始めているのだという認識をしているのかということを知っているのですよ。北海道は厳しと書いてあるからわかるのだけれども。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この1行ではその考えまでは断定せず、「いわれており」というところで集約をさせてもらっているというふうに考えております。もし、どなたが見てもわかりづらいということであれば、今後この辺の表現については精査をしてみたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この我が国の経済に対する評価については、やっぱりちょっと違うのではないかと思います。だから、その認識を聞いたわけで、人が言っていることをそのまま書いたのだという認識でいいのですか、そうしたら。町の考え方ではなくて、国が言っているとおりのことを書いたのだという認識でいいのですか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

この前段の書き出しでございますが、申しわけございませんが、これは昨年度と変わってはおりません。一応副町長も答弁の中でお答えいたしておりますけれども、「我が国の経済は」というところで、これは国が、要は言っていることをここに書き始めている部分でございます。日本ではこういうような状況で「歩み始めたといわれており」ということで、歩み始めたと断定しているわけではございませんので、この文言の使い方が不適切であるというのであれば、私どもちょっと改めなければならないというふうに考えておりますけれども、国内ではこういう状況になってきていると言われているけれども、そうではないという部分での書き出しで使用させていただいたものでございますので、勘違いしたり適切でないというのであれば、ちょっと今後書き出しの部分は変えていきたいというふうに考えております。断定的にこうだという部分で私たちが思っているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。けれども、そうではないという認識であるのだと。わかりづらいですからね。

それから、2点目なのですが、3ページ、これは簡単な内容なのですが、一番下の段に

住民からの建築に関する相談というのは具体的にどういう内容なのですか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 住民からの相談についてのご質問でございますけれども、建物を建てる場合の確認申請等の受付業務について、町のほうで受け付けして北海道のほうに渡しておりますので、その部分の問い合わせ、またはここに住宅を建てる場合にはどういう条件があるのかとか、そういう問い合わせのことを想定して言っております。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 4ページ、これもちょっとややこしい質疑になると思いますが、3の保健福祉の充実と生活安定の確保の2行目、「住みなれた地域で安定した生活を営むことが難しくなりつつあります」というのは、こういう書き方というのは町の基本理念が危うくなってきているということの意味で書いたのでしょうか。それとも、安心して町の基本理念は貫いていくよという解釈でよろしいのですかね。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

地域環境としては、やっぱり高齢化が進む中で単身高齢者の増加ですとかという部分で、なかなか難しい部分が出てきてはおりますが、私どもとしましては、「一人の不幸を見逃さない」という理念を踏まえてという部分での書き出しというふうに考えていただければというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この「一人の不幸も見逃さない」と「住みなれた地域で安定した生活を営む」というのは一対の町の基本理念だから、難しくなりつつあるといたらどきどきとするわけですよ。だから、そういう意味でちょっと聞いたのですが。

次、5ページ目、これは簡単な質問です。5ページ目のずっと下のほうなのですが、廃棄物の不法投棄、これ結構日常的にも役場に苦情が来ているのではないかと思うのですが、どの程度不法投棄があったのか、これに対してどう対応しているのかということをお伺いしたい。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

不法投棄に関する質問でございますが、実際は町民からの苦情とここに不法投棄されているごみがありますよというような通報につきましては、年に二、三回ございます。

それから、本町と関係機関で不法投棄クリーン作戦ということで実施している部分がご

ございます。それから、振興局と弟子屈警察署と町とで実施しています合同のパトロール等を実施しております。数字的には、30年度の不法投棄クリーン作戦の部分でございますが、こちらにつきましては約200キロのごみを回収しているというところでございます。

ただ、実際は沢ですとか、側溝ですとか、こちらにある大きな、いわゆる家電等の不法投棄につきましては、まだ回収できていない部分がございますので、それらを含めると相当な数量になるというふうに感じているところでございます。不法投棄につきましては、これからもクリーンタウン推進員さんの協力を得ながら、パトロールを強化しながら把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 決算ですから、この200キロというのは昨年度1年間ということなのでいいのですね。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 申しわけありません。

不法投棄ということで把握しているものにつきましては、第12回の不法投棄クリーン作戦のときに回収した、今初めてお答えした200キロという数字が確定しているというような意味で、総合的な数字につきましては押さえていないところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 6ページ、私、これも前に質問したのですが、この場所、ここと教育委員会の耐震計画、スキームはどのようになっていますか。計画、これ、ずっと「検討していきます」が続くのだけれども、何かありますか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今ご指摘ありました役場庁舎、それから教育委員会庁舎の耐震改修につきましては、大変大きな課題ではあるのですけれども、従前と状況は変わってございません。町内のほかの大型投資等々のほうを優先するというので、後回しになっております。耐震に関する法律ができたときに集中的に議論した経過はあるのですが、その後、具体的な話が、煮詰める方向では動いていないということでありまして、これについては状況を見ながら議論を再開して方向性を見出していきたいというふうに考えておりますけれども、今のところ具体的なスケジュール感は持ち合わせてございません。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 検討していきます、けれども検討はしていないということですね、

1つは。

それから、私どうしてこれを取り上げるかという、状況がわからない。単なる古くなったから改修ではなくて、耐震化でしょう。だから、そういう意味でちょっと心配して聞いているので、検討していない、検討していきますというのがちょっと続いているようなので、だけれども、前回もそういうふうにご答えられました、もっと先にやらなければならないことあるからということで。ことは検討する気はあるのでしょうか。それはいいか。わかりました。

次、同じところのすぐ下なのですが、災害時の問題なのですが、これ、ここに書いておられるのは、実際に受け取っているのですが。去年もおととしも自主防災組織というのがあったということの評価されて言っていましたよね。そういう組織と、あるいは地域会、振興会みたいな組織と個々でなくて、組織とこの災害対策本部との情報交換あるいは情報共有みたいな取り組みというのはやっているのですか。やりましたか、30年度。どっちか、やったかやらないかでいいですから。いや、考えることではない。やったとかやらないとかという。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 記憶をつなぐのに少し時間を要しました。済みません。

自主防災組織と、それから町災害対策本部とのかかわりでありますけれども、平成30年度においては、30年度の町の総合防災訓練をする前段に、自主防災組織を設置している町内会のほうと協議の場を設けさせていただきまして、防災訓練への協力をお願いした状況がまず1つあります。防災訓練の開始と同時に、それぞれ桜、開運等の町内会で町内会ごとの避難、実施をしていただくというようなことをやらせてもらっております。

それから、30年度においては、タイムライン策定の関係で自主防災組織を持っている町内会の方々にもご案内をして取り組みを、周知を図っているところであります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 標茶町はこれまでも災害に見舞われたことがあるわけなのだけれども、その災害時にそういう組織的な情報の共有、これはなかったですね。どうですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、災害対策本部と自主防災組織とストレートということではつながってはいなかったと思います。ただ、過去の避難勧告、避難指示の場合においては、それぞれの町内会のほうとは連絡をとりながら、例えば開運町内会であれば、開運町内会の会館に避難所をつくれますでしょうかとか、あるいはどういう状況でしょうかとか、そういう情

報の共有を果たしている部分がございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 7ページ、教職員の多忙化の問題なのですが、これも簡単なことなのですけれども、アクション・プランを見ますと、例えば部活動の外部指導ということも書かれてありますよね。だけれども、現場では断るケースが多いということも聞いているのですよ。その辺の実態をちょっと教えてください。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今ご指摘ありました部活動指導員、これは国のほうで新たにできた制度なのですけれども、現状、町内の中学校でこの指導員を現時点では導入する考えはないというお話は聞いております。

ただ、この先、標茶中学校なんかは部活動が多いですから、子供の数も減ってきて、先生の数も減ってくると、その部活動を維持していくという観点からも、その指導、人材確保という部分はちょっとまた別なのですけれども、今後検討していきたいということはやると思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） もう一つ。同じページの下のほうに「各学校における通学路の定期的な安全点検」云々とずっと書いてあります。要するに、登下校時の子供の交通安全の問題について書いてあるのですが、実際見てみますと、運転する人のマナーが非常に悪くて、結構子供が、交差点に電柱がいっぱい立っていますでしょう。隠れて、青になったから渡りかけたら、左折車ががっとなって来て、慌てて子供が後ろに下がるという、そういうケースが結構多いのです。もうたびたびはっとするような場面があるのですが、これなんかについては、何か啓蒙か何かやっていますか。これ、通学路の定期的な安全点検の中にそういう動的なものは入っていますか。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、ここにも書かれているように、小学校を中心に通学路安全マップを整備しております。そこで危険箇所をそれぞれ各学校で把握して、子供たちの登下校時の指導に生かしていると。毎年、各学校のほうには新入学児童が入る春先、それと、これから冬に向けての11月ごろに、年2回は安全点検をお願いしますということでこちらのほうからお願いはしております。

そこで、こここのところはちょっと危険だということが出てきた場合については、合同

点検ということでこれまでも取り組んでいますので、まずは学校のほうにそういったところの点検を最低年2回お願いしているという状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この先の問題提起については総括になると思いますので、この辺でやめます。

13ページなのですが、これはちょっと聞いておきたいのですが、民生費の3番目、「国民健康保険加入者の医療費を充実するため国民健康保険事業会計へ繰り出しを行った」と。施策の成果としてこれが載っているのですね。このとおり受けとめてよろしいのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

成果と言われる部分でございますが、一般会計から繰り出しを行うことによって、計画的に保険税を上げているという段階で、一定程度納税者に配慮した中で運営していくというところがございますので、そういった意味では一般会計から繰り出すことで、ある程度の保険料の上昇を抑えているというふうには考えていますので、それが成果かどうかというのは、そういうふうな認識でいるところがございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） つまりこの時点では、このことによって、7,000万円入れることによって被保険者への負担軽減を行ったという、行ったことが成果なのだというふうな認識でいいのですね。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

昨日、私、認定1号から6号の内容報告の中でもご説明させていただきましたが、この国民健康保険事業特別会計への7,175万6,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りましたというふうにご報告をさせていただいておりますので、認識的にはそういう認識しております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、あと幾つかあるのですが、15ページですね。これちょっと私わからなかったのですけれども、負担金なのか何なのかわからないのですが、15ページの4番目、障がい者虐待防止センター運営事業として164万6,000円が使われているのですが、これ具体的にどういう事業を行ったのか、お聞きします。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

障がい者虐待防止センターの運営事業と申しますのは、虐待の被害を防ぐために虐待防止センターを設置しております。それを地域生活支援センター・ハート釧路というのがございますが、そこに運営を委託しているということでございます。

（「お金の使い方」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 費用につきまして、この164万6,000円というのは、委託料として支出をしていると。組織の運営委託という形で委託をしているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、当然ハート釧路、標茶でないですから、当然そのお金をこういうふうにして上げて、運営事業費としてこれを上げているわけですから、障がい者の虐待防止のためにこのお金をどういうふうに使っているかということは押さえているわけですね。中身は聞いていませんから、押さえているのですねということだけ。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

毎月、報告書というような形でどのような相談があったというようなことが報告されてきて、そこで確認をしているという状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） あと2つほど。

17ページの学童保育所の運営1,486万1,000円、これ本当は内訳を聞きたいのですけれども、時間が過ぎてしまいますので、今、保護者の負担金というのは、このお金の中からどういうふうに使われていますか、どの程度。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 申しわけございません。ちょっと手元に資料を持ち合わせていないものですから、後ほどお答えしたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 後ほどいたします。

深見君。

○委員（深見 迪君） 最後です。31ページの9項目め、医療的ケア支援事業、私きうちちょっと間違っただけなのか、小学校費の中でこれがあつたというふうに使っているのだけれども、そうではなくて中学校ですねということの確認と、それから医療的ケア支援事業というのは、これはもうすごく大事なことで、中学校でいつから始められていたのでしょうか。

か。うっかり見過ごしてしまって、看護師の派遣が必要だなというふうにはずっと思っていたのですけれども、もう既に行われているということで、いつごろからこれは行われていましたか。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この医療的ケア支援事業につきましては、30年度の新規事業で対象のお子さんが30年度に中学校に上がった、入学した時点で行っている事業であります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） まだ始めたばかりだということですね。

それで、例えば小学校にそういう子が来た場合に、これはもう当然考えていかなければならないという認識でいるのですか。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

町内の小学校、中学校に在籍する児童を対象としています。

（「以上です」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほど鈴木委員から質問がございました花いっぱい推進事業のコスモスの種子の配布の関係でございますが、毎年度コスモスの普及事業のお知らせということで、これにつきましては、毎年やっております森と川の月間事業と連携して実施しているものでございます。

案内につきましては、各老人クラブにつきましてははがき、それと各町内会・地域会については文書ですが、これは森川事業の一覧の中で住みよいまちづくりと一緒に周知をしているということでございます。幼稚園、保育園については文書を送っております。それと、各小中学校にはメールで案内をしているということでございます。町広報誌には森川月間の特集ページの見開きで多分あったと思うのですけれども、その中に記載をしているところでございます。

それで、種の提供実績でございますけれども、全部で15団体に提供をしているということでございます。

それともう一点、スポーツ合宿の部分での本町に来られた団体数であったかと思うのですけれども、30年度につきましては4団体で、総勢62名の方が標茶に来られているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

先ほど深見委員の学童の保護者の料金でございますが、町内5カ所ございまして、それぞれに違いますので、標茶が児童1人当たり2,000円、虹別が月額1人3,000円、塘路が1人500円、磯分内が1人1,000円、中茶安別が月額100円というふうになってございます。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 先ほどの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

標茶町女性団体連絡協議会補助金につきましては、平成9年に20万円、平成10年から平成14年までの間が21万8,000円、平成15年から平成30年までが現在の25万6,000円という補助金を交付しております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木さん、いいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（本多耕平君） では、ほかにありますか。

松下君。

○委員（松下哲也君） まず、1ページ目に産業の振興の中で、「環境と調和した生産が必須であり、標茶町エコヴィレッジ推進協議会」云々と書いてあります。その中で25ページのバイオマス産業化推進事業という中で「エコヴィレッジ推進協議会を設立した」と書いてあります。この1ページでは「家畜排せつ物の適正利用を促す取組みとともに」ということで、こういうことを推進してきましたというので、「エコヴィレッジ推進協議会を軸に」と書いてあって、その中で、こちらでは「設立した」という中で、どのような取組みをされてきたのか、まずそこをお伺いいたします。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

エコヴィレッジ推進協議会ということで、こちらのほうの活動ですけれども、農村地域における再生可能エネルギーの利活用の普及、家畜排せつ物の適正管理に係る普及啓発、指導等を目的として、町、農協、普及センター、酪振連で構成してございます。

主な事業としては、バイオマス普及に向けた調査研究事業、バイオガスプラントの導入に向けた検討、家畜排せつ物適正化に係る普及啓発及び指導というようなことで、具体的な取組みといたしましては、28年に策定したバイオマス産業都市構想に基づいた町内の4地区のプラント設置に向け、阿歴内地区では農家説明会を実施しております。メタンガス由来の水素活用についても、モデル地域を北海道に要望しております。磯分内の地域につきましては、バイオマスプラントの整備に向けた可能性調査を委託したというような状況でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） わかりました。

もう一点だけ。25ページの14番、ニューホーム対策推進事業ということで、いろんな事業が行われているわけなのですけれども、規模的にどのような状況になっているのか、例えば大阪交流会への参加ということで長年やってきておりますけれども、その状況が規模的にはどうなってきているのか、そういうようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農業委員会事務局長・相撲君。

○農業委員会事務局長（相撲浩信君） お答えいたします。

ニューホーム推進事業でございますけれども、これは、標茶町ニューホーム推進協議会に対する補助金でございます。

概要といたしましては、農家の後継者対策といたしまして、農家の青年の交流の場を設けるということで、交流会を開催しております。また、本町に嫁がれました道外出身者の花嫁の方の交流の場といたしましてナラの木会という会を設けまして、運営をしているところでございます。

それで、交流会でございますけれども、こちらから大阪に出向く交流会と、あと去年から逆にこちらに道外の女性をお招きしての交流会、2回開催しております。それで、この大阪の交流会でございますけれども、本町と根室市、それから鶴居村と3町村で協議会を設けまして参加してございます。その事務局を本町で持っているということで交流会を開催しているところでございます。

過去5年の参加状況でございますけれども、平成26年がこちらから参加した青年が4名、うち本町2名です。女性の参加は5名でございます。それから、平成27年につきましては、参加青年が6名、本町からは3名となっております。女性につきましては、3名の参加でございます。平成28年度につきましては、6名の参加、うち本町3名。女性については10名です。平成29年は青年6名、うち本町につきましては3名。女性は9名。それから、平成30年度でございますけれども、参加青年4名、うち本町は3名でございます。女性5名。計、青年につきましては、5年間で26名、本町は14名ということで、そのうち平成26年、28年、30年に本町から参加された青年が3組成婚されているところでございます。

それから、29年度から本町に女性をお呼びしての交流会でございますけれども、これも2年間、29年度、参加青年が5名、これは本町のみです。女性6名。30年度が青年5名、女性4名で、29年度、30年度につきましても1組ずつ成婚に至っているところでございます。

それから、ナラの木会の事業でございますけれども、交流、親睦を図るということで、春と秋2回、交流会、それから学習会を開催しているところでございます。会員につきましては、現在53名ということになっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 説明員の方に私からお願いがございます。30年度の決算でございますので、できるだけ、丁寧な説明はいいのですけれども、30年度の認定ということでありますので、実務内容はそのような説明をお願いしたいと思います。

次、ありますか。松下君、いいですか。

○委員（松下哲也君） いいです。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 1ページ目、ここで、今現在、生産者が何戸であり、1戸平均何トンとございますか、その数字がわかればお知らせ願います。生産者の数と。

（「事務報告に出ている」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 渡邊君、事務報告に出ているそうですから、また別な質問を。

○委員（渡邊定之君） 済みません。失礼しました。よく見ていませんでした。

短期酪農体験者の33名という部分があるのですけれども、どういう人たちの……

○委員長（本多耕平君） 1ページですね。

○委員（渡邊定之君） ごめんなさい。1ページ目の短期酪農体験者33名の中身。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 短期酪農体験者33名の中身ということですが、町内で言う農協さんとかというのも新しい職員とかというのもございますし、あとは道内の畜産系の大学だとか、あるいは道外からの学生、あと一般の方となっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 2ページ目の一番最後、観光振興につきまして、「観光施設の適切な維持管理」という部分がありますが、この観光施設の維持管理の場所。

○委員長（本多耕平君） いいですね。場所ということですね。

○委員（渡邊定之君） はい。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

町内全体の観光施設でございますけれども、虹別のキャンプ場、塘路キャンプ場、シラルトロ湖キャンプ場、あとは多和平のキャンプ場、それから西別岳の山小屋の修繕等のそ

ういう形での修繕全般となっております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 9ページ、スポーツの推進についての部分であります。

障がい者スポーツについて具体的な教室を何度行われているか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

障がい者スポーツ教室につきましては、毎年、全道障がい者スポーツ大会に向けて地元の方々を対象に出場する種目、現在はフットベースボールという種目に参加されているということで、大会に向けて1回スポーツ推進委員の指導のもとで行っております。

（「はい、よろしいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） いいですか。

ございませんか、ほかに。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） まず、3ページ目の下から6番目の釧路川緑地のテニスコートの関係なのですけれども、昨年からことしにかけてすばらしいテニスコートができ上がったなと思って見ているのですけれども、これの供用開始というのかな、使用開始がいつころになるのかなというのと、これをやるためには一々教育委員会に許可を得なければできないのかなということをちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 釧路川標茶緑地のテニスコート施設の供用開始の時期なのですけれども、建設工事は昨年からはじめまして、ことしの10月30日まで、今月いっぱい工期となっております。その後の供用開始となると思いますけれども、申し込みの関係のほうは教育委員会のほうかと思しますので、申しわけございません。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 都市公園の受け付けは建設課でございました。申しわけございません。

個人で使う場合については、恐らく今までも使っていたと、個人で自由に使っていたと思うのですけれども、競技とか大会とかをする場合には、建設課のほうに申し込みが必要となるかと思っております。また、詳しい使い方については、まだ決定していない部分もございますので、今後、協会のほうも含めて検討していきたいと思っております。

ます。

○委員長（本多耕平君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 話はわかりましたけれども、ただ、一応あそこは網を張っているのですけれども、私よくあそこを通るのですけれども、今回の千葉県のゴルフ場でないのですけれども、あの網は冬の間ある程度外しておくとか長持ちするというものもあるので、この辺については、張りっ放しということになるのかなのか、今までの例からしてみると、下のほうがよく穴があいたり、上が外れたりして、よくなっていましたから、あれだけすばらしいものができたとすれば、今後やはりきちっとした管理が必要でないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺のところは外さないでそのまま張っておくというようなことでよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） テニスコートの防球ネットの関係なのですけれども、それにつきましても、折り畳みができる形になっておりますので、まとめて縛っておく形になるかと思えます。あとは、部分的には取り外すことも可能かと思えますので、その辺の維持管理については適正に管理するように努めたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） もう一点、6ページの8行目、災害時の備蓄の問題なのですけれども、非常用備蓄パンと米と水ということで、購入し充実を図りましたということなのですけれども、どの程度それを備蓄しているものなのか、それとまた何人分なのか、その後これが賞味期限が来た段階では、どのような対処をするのかということをお聞きしたいのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 災害用備蓄品の関係のご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

30年度末の数字ですけれども、備蓄パンが5,099個、それからマジックライス、ご飯です、ね、1,500個。あと、飲用水も6本入り38箱ありまして、これが約230本程度あります。それから、携帯おにぎりが450、それから簡易的なみそ汁が300で、30年度決算ですので、少しずつ備えていますけれども、賞味期限が切れた部分については災害訓練、防災訓練のときの参加していただいた方にお出し……

（何事か言う声あり）

○総務課長（齊藤正行君） 切れる前にですね。ごめんなさい。切れる前に、近いやつです、ね。ごめんなさい。お渡ししたりするような活用をして、廃棄しないような形で取り組

を進めているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 米、水、それこそパン、それなりの、おにぎりもあるのですけれども、やはり例えば何日間になったときに、おかずみたいなものが必要になってくると思うのですけれども、こういう考えというのはあるのかないかわからないのですけれども、ただ、インスタントラーメンみたいなものも今後必要でないのかなというふうに思うのですけれども、この辺はどうなのですか。ちょっと行き過ぎかな。

○委員長（本多耕平君） 後藤さん、時間があれば総括でひとつその点についてはやっていただきたいのですが、総務課長、答えられれば。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 今カップラーメンみたいな、即席麺のお話が出ました。今、備蓄品の中で30年度末はそのようなものは用意しておりませんが、災害協定の中で町内のお店、商店と協定を結んでおりますので、災害時にはそういったところから優先的に来るということで協定を結んでおりますので、町としての備蓄はないのですけれども、そういうことで町内のお店から購入するということが対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書並びに基金の運用状況について質問を許します。ご質疑ございますか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 基金の運用状況の4ページなのですが、土地開発基金、これちょっと伺いたいのですけれども、これは年々ふえているのでしょうか。そのことだけちょっと伺いたいのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 昨日もご説明申し上げましたが、運用状況でございますが、特段運営、運用をするような部分ではございませんで、積立額については利息のみでございます。30年度は7,095円の利息があったということで、7,095円を積み立てておるということでございます。最近については、ずっとこの利息の積み立てのみかというふうに

考えております。

(「いいです」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で財産に関する調書並びに基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長(本多耕平君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございますか。

黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君)(発言席) 私からは3点ほど質問をいたしたく考えております。

まず最初に、育成牧場に関する30年度の収支についてお伺いしたいと思います。

資料を見まして私が理解に努めたところではありますが、牧野使用料として収入のほうは5億2,558万4,620円。これは、きのう、同僚議員が2点ほどほかにも別なところで項目があるということでお話がありました。そのことも含めてまず教えていただきたい。

それから、支出のほうですが、牧野管理料5億2,178万7,840円、これについても、このほかに経費があるのかどうかについてまずお伺いしたいと存じます。

○委員長(本多耕平君) 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

収入の関係でまずお答えしたいと思いますけれども、牧野施設使用料、そのほかに手数料として捕獲手数料、臨時捕獲手数料、そのほか売り払い収入、そして綿羊の売り払い、その他再生利用品、これは鉄くずを売り払ったのですが、雑入として売り払いした部分が収入としてあります。

それから、支出のほうでございますが、先ほど5億二千幾らといたしましたよね。

（何事か言う声あり）

○育成牧場長（常陸勝敏君） 今の5億二千幾らという部分につきましては、人件費等が計上されていないと思われまして、それら経費も含めると、事業経費としては5億4,561万8,000円の支出となっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） その他にあるものはちょっと数字を示していただかなかったので、もう一度数字でお願いします。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

項目別に、人件費計で1億5,159万4,235円、それから物件費として消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、飼料費合わせまして3億3,870万2,457円、委託料4,360万7,458円、維持管理費、借り上げ料250万7,773円、資材購入として741万7,660円、備品購入90万1,440円、その他旅費、印刷製本等々含めまして88万7,657円、合計で5億4,561万8,680円となっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私がお願いしたのは、収入のほうの施設利用料のほかに綿羊のほうもあるとか、その他のことをちょっともう一度追加でお願いします。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 収入のその他というご質問だった、申しわけございません。

綿羊の売り払い91万4,682円、それから鉄くずの売り払い、雑入でございますが、83万6,891円となっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 事務報告書によると940万幾らかになると思うのだけれども、これでいくと合計が合わないの。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 申しわけございません。その他収入、雑入で漏れておりま

した。下水道汚泥処理の受託料35万8,620円、駆虫処置料525万5,200円、除角の手数料158万8,500円、入牧処置料35万2,836円、電気利用料6万7,257円、これら全て雑入でございまして、その他収入合わせまして5億4,336万3,166円が事業収入でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） どうもこのことを知るのになかなか、ちょっと知られなかったのので、今、質問いたしました。ここでちょっとそろばんを入れても、とんとんということに30年度はなったのかなと、こう思っています。

私が一番危惧しているのは、ここ数年、酪農・畜産は非常に好景気でありまして、町に、この育成牧場に依存する農家の方の気持ちも強いものがあるというふうに私は受けとめておりますので、牧場経営がうまくいってればいいのであって、もう一つ質問してこの辺は、私の質問は終わりますが、まず今、府県から30年度に道外ということで入牧している頭数がかなりありますが、この方たちと町内利用者との料金は差額がございまして、町内利用者のお考えと私ども外から見ている人間の考えが違うかどうかですが、町内にも預託を受けている法人とか民間でかなりおりますが、育成牧場の道外利用者の料金というのは随分長い間据え置かれて、この辺については改定したり、何かそういう議論はあるかないかについて伺います。それと、約25%ぐらい全頭数のうち道外牛がいるように私は承知しておりますが、この動向についても、あわせてお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 答えいたします。

30年度での実績で、町内、町外の比率でございまして、町内利用者が76.8%になっております。前年度71%ということで町内比率、上がっております。今後の状況もあろうかと思えますけれども、極端な数字の動きがないのかなと思えますけれども、町外につきましては、新規の受け付け等については、当然こういう状況でございまして、お断りをさせていただいている状況です。町内利用者の比率を上げていくべきだろうとは思いますが、過去からの経過も当然ありますので、町外、府県を全てやめるとか、そういう考えにも当然なっておりはしません。

あと、料金改定の部分のお話でございまして、町外の利用者については50円の牧場使用料の差があります。その部分も含めて、町内利用者の料金も含めて、現在、実は現場のほうではこの料金体系がどうかという検証をしております。今後の係る経費、現在の決算も踏まえて、その辺も踏まえて現状の使用料がどうかという議論はしておりますので、そこについては、今後必要であれば料金改定を原課としては考えていきたいなという考えでおります。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） よくわかりました。

それでは、次に入ります。

基金とはちょっと性質が違うので、基金のところでは質問いたしませんでしたが、備荒資金組合の資金がございしますが、30年度末の数字を知りたいこと、それとあわせて29年、28年はどうだったかについても知りたいので、お知らせをお願いします。

○委員長（本多耕平君） 黒沼委員。先ほど私申しましたように、30年度の決算認定でありますので、言われました前々年度のあれについても控えることはできませんか。全部聞きたいですか。30年度でいいですか。

○委員（黒沼俊幸君） 委員長がそう言うのなら30年度分だけでいいです。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 備荒資金組合の納付金の現在高でございしますが、30年度では20億8,627万2,000円でございます。あと、28と29でしたか。

（「いや、委員長が」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 武山君、では28年、29年もわかればいいです。報告してください。

○企画財政課長（武山正浩君） 私の押さえている数字と今もう一個の資料の数字が違っておりますので、この辺整理させていただいて、28年、29年、30年について後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） では、保留させていただきます。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は単純に、20億8,000万円という現状の数字は、過去の私の知り得た範囲では非常に低くなっているなということ、今、感じております。そして、本当は私はそういう先入観があったものだから、この3年間、前はもうちょっとあったのかなということでお聞きした、ただそういうことであります。このことは、まずその推移をちょっと教えてもらってから聞くことにいたしまして、もう一つ、委託契約の資料で私は感じたことでありますが、憩の家かや沼長寿命化策定設計費で、施設の長寿命化に向けた改修計画として820万8,000円が計上されましたが、この設計の結果、どのような内容になっておるのかについてお知らせをお願いしたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

憩の家かや沼の長寿命化策定委託業務の内容でございますけれども、施設本体が40年経過した施設でございました。耐震改修や施設の修繕についてはその都度行ってきておりましたけれども、今般、施設全体の老朽箇所及び緊急度を調査したものでございます。その調査の中では、修繕の必要やそういう箇所が多々判明してございます。例えば、バリアフリー化されていない施設とか古くなった機械等の更新、そういうもの等を勘案して、緊急度と優先順番をつけた内容でございます。内容につきましては、今ご説明したバリアフリー化、それから施設全体の設備機器の更新、そして中の運営にかかわる動線整理と効率的運営のための部門集約化というような内容での全面改修が必要であるというような報告を受けたものでございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） バリアフリー化はどこも、これはホテルはみんなそうですから、いいと思うのですが、機械設備については相当な金額が必要なのか、その規模についてはわかりませんか。

それと、全面改修といいますけれども、全面といたら屋根とか壁とか、今のままではもたないということなのか、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

調査結果の工事費の概算の部分も報告を受けておまして、外構工事、それからエントランス回りの改修、浴室回り改修、レストラン部門改修、それから宴会部門改修、宿泊部門改修、主要設備の改修というような項目での改修内容でございまして、そのトータル額的には7億3,300万円という金額の報告がございました。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 専門家が打診したところこのような内容であったということで、私ら畜産界にいる者にとっては、まだ設備も我慢できるところは、私ら、施設はもう50年もたった畜舎とかなんかを倉庫もみんな大事にしてやっているのですが、この観光に関する施設がほとんど全面改修しないとだめだということ、金額的にもかなりのものだなという理解はいたしました。これは決算に少し外れますけれども、その後、今年の3月差、こ

これは30年度決算は3月31日までですけれども、決算の直前に破産をしたということで、この点については私は不思議なことが起きたなというふうにコメントするだけに今はとどめておきたいと存じます。

あと、備荒資金の回答があれば、それで終了いたしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時46分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 失礼しました。30年度備荒資金の残高合計でございますが、21億8,865万7,269円でございます。29年度につきましては25億797万8,522円、28年度残高につきましては25億2,602万7,035円となっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 数年前までは30億円以上あったと私は記憶していますので、20億円台になっていることに今お知らせをいただいて、20億円になったのなら、これは災害を目的としておりますから、いつ豪雪とか、この前起きたような停電とか、どんな災害が起きるかわからないのが近年の状況ですから、こういうことを考えると今どれぐらい持っていれば、そういう備荒資金としては適切なのかについてお答えいただければいいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） どのくらいと申されてもなかなか難しい部分がございますけれども、一応この備荒資金の限度額だけお知らせいたしたいと思いますが、普通納付金と超過納付金がございますが、普通納付金については3億円を限度とするということになっております。超過納付金につきましては、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の2分の1の金額が、その金額が30億円を超えるときは30億円まで、10億円に満たないときは10億円とするということの限度額が示されております。本町の部分でいくと25億円と今現在なっておりますので、この部分を含めると30億円が積み立ての限度であるというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、基準というか、そういう性質のものというふうに私は説明を

受けて理解しましたが、いずれにしてもこの金額は、ある程度、基金の一種といたら変なのですけれども、私はここで正確な数字を聞くまでは、漠然とどれぐらいなのかくらいに思っていましたので、今受けとめまして、余りこれが少なくなることは心配だなというふうに思っておりますので、そのことを申し上げて私の質問を終了いたします。

○委員長（本多耕平君） では、ここで休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時25分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、まず最初に産業の振興について町長に見解をお聞きしたいというぐあいに思います。

この表現の中で、T P P11及び日欧E P A協定の発効や日米貿易交渉の行方に不安はあるが、非常に生産の拡大も進み、順調に本町の酪農が発展し続ける、そういう認識をお持ちなのか。離農か休農する、搾乳を停止する農家が年々10戸近く減っていくという現状について、今の状況をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

主要な施策の成果の1ページ目に記載されているところからのお話だと思いますけれども、まずはこの部分は、先ほどのお話と同じく総体的な捉え方あるいは一般論というところから始まりまして、本町の現状を表現させていただいております。

それで、現在の酪農の情勢、本町が置かれている状況の認識ということで、離農戸数のことも、今、委員からお話がありましたけれども、確かに搾乳戸数は減少傾向にありますけれども、ひところのような落ち込み方ではなくなっているというふうに認識をしております。10年ほど前は毎年10軒前後の搾乳中止が続いていたわけでありまして、この何年間かは緩やかな減少傾向になっているのかなというふうに思います。そういう意味では、乳価あるいは個体価格等々の酪農を取り巻く経済環境が幾分以前よりかはましになったところを、生産者が判断しながら経営を持続させるのかなというふうに認識しているところでもあります。

そういうことでありますけれども、全体論で申し上げますと、私どもは以前から、一つ

の大きな経営体よりかは、同じ乳量を維持するのであれば、より多くの経営体があったほうが地域社会の構成上は望ましい、そういうことで申し上げてきておりましたし、そういうことが展開できるような政策というものを考えてきたつもりであります。国のほうではクラスター事業等々、投資を促進させようとしておりますし、町のほうでは、それを補完するような形で全体に効果が波及できるように、ここに記載のとおり酪農再興事業を中心とした施策を展開しながら、私が先ほど申し上げたような方向性が出るような形で進めたいというふうにしてきているところであります。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今の答弁の中にクラスター事業の話が出ましたけれども、このクラスター事業については、どういう情報が入っているかわかりませんが、もうそろそろ、5年ぐらいの経過をもってという情報が出ていたのですけれども、その後の情報として何かありますか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

実は、近々、農政事務所のほうから新年度に向かっての事業内容説明ということで来ていただけることになっておりまして、そのときにもしかすると詳しい話を聞けるのかも知れませんが、今のところ、現状からどのように変わるかと、どういう方向に進むかという詳しい説明については受けておりません。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） こういう中で、クラスター事業を中心にしながら規模拡大が非常に進んできたわけでありまして、各紙、新聞等によりますと、このクラスター事業の進む一部規模拡大のみにこの事業が適用され、家族農業に対する支援の面で非常におかれているのではないかと指摘もあります。そこで、これは世界的といいますか、家族農業の大切さといいますか、家族農業をやっぴり守ること、今、日本の食料の自給率が37%と下がってしまったという現状で、これを解決するためにはやはり家族農業を守らなければいけないという、そういう各JAの代表とか、自治体の首長さんなどが各紙、いろんな新聞等でそういう発言をされています。そういう意味では、標茶でも本当に家族農業を守るということを口先だけではなく、実際に政策点でもそういう方向に取り組んでいただきたいというぐあいに思います。

次に、この規模拡大が進む中で、この文章の中にも「エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら家畜排せつ物の適正利用を促す取組み」というぐあいに表現されています。私は、これだけ規模拡大が進んで、家畜排せつ物の問題を語るときには適正利

用ということだけではなくて、いろんな大雨とか、そういう問題が多発している中で、氾濫、そういうこともやっぱり考えながらこの家畜の排せつ物については取り組んでいかなければならないというぐあいに考えるのですけれども、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ただいま委員から気象状況が、ひところはゲリラ豪雨というふうに言っておりましたけれども、さらに加えて非常に激しい雨が集中的に降ってくるということが標茶においても頻発をしております、それと圃場への還元の話だというふうに思いますけれども、これに関しましては、もともとといますか、従前から雨の直前に畑にはまいてほしくないというのは基本的な考え方ではあります。表流水と一緒にふん尿成分が中小河川に入るとするのは、環境に与えるダメージが、負荷が大きいということでありまして、それについては生産者団体のほうを通して、私どものほうとしては、天気予報を見ながらできるだけ環境に与える負荷が少ないような整備をしてほしいということで伝えております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 以前この表現の仕方として、家畜排せつ物の処理という表現の仕方で文章にされたこともありますけれども、そういう意味ではそういうことの対策としてバイオマスなんかも検討されたのだらうとは思うのですけれども、そういう意味での話し合いというものはされているのですか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） エコヴィレッジ推進協議会とかの取り組みの部分になろうかと思うのですけれども、先ほども若干説明させていただきましたけれども、バイオマス産業都市構想に基づきまして4地区のプラント設置ということに向けて、阿歴内の地区では農家説明会を実施しております。そして磯分内の地区につきましては、バイオマスプラントの整備に向けた可能性調査というのをエコヴィレッジ推進協議会のほうで委託しているというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 以前もバイオマスのことについて質問いたしましたけれども、このバイオマス発電については、あくまでも共同の施設、個人での対応ということは考えられる、そういう検討をされたことはありませんか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

エコヴィレッジ推進協議会の中での議論が中心でありました。こちらについてはご案内

のとおり、町、農協が中心になって進めているというところでありまして、基本的には個別ではなくて共同利用型を中心に考えているところでもあります。ただ、事業展開を考える中で、例えば町、農協が出資している一法人で設置することができないのか、そういった協議検討がされた時期があったのは事実でございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） いずれにしましても、こういう中で規模拡大が進んでいく中で、そういう問題が多く起こってくるし、環境についても課題が出てくるのだというぐあいに思います。そういう意味では、本当にそういう配慮をしながら、農家の経営を安定的に守るために取り組んでいただきたいというぐあいに思います。

次に、観光振興について質問させていただきます。先ほどのやりとりで観光施設の数についてお聞きしたのですけれども、その中で僕の認識として多和平のグリーンヒルの施設もこの観光施設に入るのかなと思うのですけれども、その辺の見解はいかがですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美悟君） お答えいたします。

先ほどの答弁のときには、個別の施設はたくさんありましたので主なものを先に挙げさせてもらって、その他観光施設という答弁をさせていただきました。今ご質問のあったグリーンヒル多和につきましても、観光施設というような位置づけでございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そのグリーンヒル多和の環境整備について若干質問させていただきます。

まず一番最初に、町長さんを初め、あそこに訪れて現状はわかっておられると思うのですけれども、非常にトイレの環境が悪いのと、中のそれぞれの器具、レバー等もかなり傷んでいて早急に取りかえなければいけないのではないかと、そういう必要性のある箇所が何か所もあるということと、あとベランダといいますか、木造の部分ですね、風化して今にも歩いたら抜けそうな箇所があるのですけれども、そういうことはご存じですか。理解していますか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美悟君） お答えしたいと思います。

トイレ等の不備のあることにつきましては、その都度対応させてもらって、利用者の方の利用の向上に努めているところでございます。それと、あとバルコニーの件に関しましては、令和元年度において改修工事を行う予定となっております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 改修工事を行われている、行われたということですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美悟君） お答えしたいと思います。

先日契約が終わりましたので、12月までには終了する予定になってございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） この維持管理の部分と、あそこの掃除等についてはどのような形になっていますか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美悟君） お答えしたいと思います。

グリーンヒル多和並びにトイレの施設につきましては、物産公社に管理委託して、管理してもらっているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 非常に多くの観光客があそこを訪れて、標茶の物産等を本当にPRするのに役立つ施設だというぐあいに思えますので、そういう意味では維持管理をしっかりし、環境整備に取り組んでいただきたいというぐあいに思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

スポーツの推進についてであります。先ほどのやりとりの中で障がい者の方のスポーツについてちょっと状況をお伺いしましたがけれども、障害者の皆さんのスポーツ環境については、標茶で言えばコスモスで働く、通っている人たちのスポーツ環境についても、非常に昨今、環境に恵まれない状況ですので、積極的にこちら側から、こちら側からといいますか、スポーツ推進委員の皆さんとか社会教育のほうから、スポーツ参加のお誘いといいますか、そういう環境をつくっていただきたいなというぐあいに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

先ほど年1回の教室をという話をしましたが、実はそれ以外にも、今おっしゃったようにコスモスさんとか、ほかの団体もおりますので、その年間活動の中でそういった機会をぜひ設けてほしいと、こちらからも、その相談内容にもよりますが、そういったご相談をいただいたときには、それぞれの活動の予定がありますので、そういったことを突き合わせしながら、こちらのほうで対応していきたいということも申し伝えておりますので、そういったところを今後も継続して、お互いの連携をとりながら障がい者スポーツの振興にも努力をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） この障害を持たれた方のスポーツ環境につきましては、そういう家族をお持ちの方からも、何とかそういう機会をたくさんつくって健康づくりにも対応していただきたいという要望がたくさん寄せられていますので、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

質問を以上で終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） まず、私は、町営住宅入居時の保証人についてお伺いしたいと思います。

近年、身寄りのない単身高齢者が増加傾向にあると言われていています。標茶町の町営住宅入居者も年々高齢化が進んでいると思われれます。当然、こうした高齢入居者が入居の際、設定した保証人も高齢化していると推測され、中には死亡した保証人もいるのではないかと思います。これらの実態について把握していますか。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えしたいと思います。

ただいま委員より保証人の方で死亡した方はいるのかいないのかというような質問だと思っておりますが、本町の条例に関しては、当初、保証人を求めていただくことになっております。また、保証人に異動があった場合、例えば死亡してしまったとか、どこか住所変更したという場合には、町のほうに改めて保証人を定めていただくとか、そういう届け出をすることになっております。

ですが、これまでそういった事例と申しますか、申し出がなかったということもありまして、管理課としてはそのような方がいるという判断には至っていませんでしたが、先日たまたま公住入居者の方で、安否確認が必要になり、その後入院された方がございまして、その方の保証人に連絡しようと思ひまして保証人を調べたところ、既に亡くなっていたという事例がございました。このような状況、1件ではないだろうというふうに私どもは押さえておりますが、今後こういう状況がどれくらいあるのか、状況をつかんでいきたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） こうしたことというのは本町だけのことではございませんで、北海道では、身寄りのない単身高齢者などが保証人を確保できずに公営住宅に入居できないといったケースが生じないよう、保証人の制度を廃止するという準備を進めていますが、

このことについては承知しておられるでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

今、委員がご指摘になったことについては、8月6日の道新に載っていた記事だと思っておりますので、私のほうも承知してございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 北海道が準備を進めているように、保証人を設定しないということによる不都合というのもあるかと思いますが、本町として、まずそういった保証人の現状を、先ほど実態について把握する、調べるということで回答いただきました。あわせて、保証人制度を見直す考えはないかを伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたしたいと思います。

道に倣って保証人を廃止する気はないかというようなことだったと思いますが、本町で滞納者が出た場合、事務マニュアルというのを作成していきまして、本人から数カ月連絡がない場合については、保証人にも連絡、通知をさせていただくということになっております。過去には保証人に通知したことによって若干納入をしていただいで滞納の整理もできたという事例もございますので、今時点では保証人をなくすという考えはございませんが、今後、他の自治体の動向を見ながら状況等を把握して検討したいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干補足でお答えをさせていただきたいと思います。

今、管理課長から公住の保証人に関する基本的な考え方は申し上げたとおりでありますけれども、標茶町の各種制度の中で、ほかに保証人を求めているものもあるというふうに思っております。それとの関連も出てくるのだろうなというふうに思っております。公住単独で考えた場合については、近隣町村とのバランスということは十分考えて実施に踏み切れる可能性もあるのですけれども、町内全体の、標茶町における判断というものも一方では必要になってくるというふうに考えておりますので、あくまでも管理課の調査に基づいた結果をもとにしながら、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、次の質問でございませう。

いわゆるみなし町道について、実態がどのようにになっているか、どのぐらい存在するのか、それをお伺いしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） みなし町道についてのご質問ですけれども、いわゆるみなし道路とは、建築基準法が定められた1950年、昭和25年11月23日以前よりあった昔からの道路で、多数の住民の利用があり、敷地が公共用地であったりする場合がありますけれども、何らかの理由により町道認定されていない道路のことをいっております。標茶市街地には14路線存在しておりまして、それにつきましては町道に準じた道路維持管理作業を実施しております。また、郊外地におきましては、みなし町道という部分でいきますと、敷地が号線や公共用地であって、昔から公共性が認められ、歴史的、地域的に見てもみなし町道と認定されていることにより、維持管理をしている路線も中にはございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） どういった道路がみなし町道、みなし道路というふうになるかということを法律について説明をいただいたわけですけれども、それによらず、例えば新たに整備された分譲地とか、そういった所に関して若干の維持管理をお手伝いしているとか、そういったことというのはないのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 委員ご質問の道路につきましては、建築基準法の私道で位置指定道路のことを言っているのかと思われまますけれども、これについては不動産業者など民間の私人が土地を区割りして家を建築することを目的としてつくられた道路で、一定要件を満たした道路が指定されております。標茶市街地では9路線指定されており、通常の維持管理は所有者が行うこととなっております。ただし、災害時など緊急車両の通行ができないなど人命にかかわる事態が発生した場合、町で手助けする場合がございます。また、除雪についても災害に準じて実施しているところがございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 後段説明のあった私道の中に、酪農家などの営農、経済行為を行っているところの私道というのも含まれているのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 酪農家の部分につきましては、以前の議会のところでも答弁しておりまして、私道に関しては個人が除雪することとなっております。ただし、大雪とかで除雪ができないような状況が発生した場合には、手助けをしてほしいという要請があれば、町のほうで手助けすることは考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いろいろと、例えば、号線であるとか公共性が以前より高いとか

そういったことも基準としてあるようではございますけれども、基本ライフラインの確保として必要であれば、除雪なども行っているということというふうに理解したわけではございますけれども、実態として、町内、例えば酪農等を営んでいる方の私道の中に、本人の申し出とかいろいろ要望とかによるのでございましょうけれども、そういったところに該当すると思われるような、そういった私道が存在するかしらないか、あるいはそういった要望があるかないかということに関しては、どちらかで把握されているでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 私道の除雪に関しましては、町のほうでは、先ほど言ったみなし町道の部分、同じ私道でも、みなし町道の部分については、以前より公共性があると認められている部分については除雪を実施しておりますけれども、個人の住宅に入るとか、個人の営農している農家の住宅に入るとか、牛舎に行くとか、そういった部分の除雪についてはいたしておりません。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 以前から酪農家等の私道については、3月の定例会、6月の定例会と、昨今の輸送事情に合わないことからさまざまな支障が生じているというようなこと、それに関して全面的にはないにしてもいろんな手助けができないかということ、同僚の議員から質問をされているところであります。

今の一連のみなし道路のお話を総合しますと、そういった意味ではライフラインの確保という観点、それから基幹産業である酪農に大きな役割を果たしているという観点などから、酪農家等のそういった経済行為を行っている私道に関しても、何らかの維持管理に関する支援等が検討されてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

前段の答弁、建設課長からあった部分で、委員はライフラインの確保という言葉を用いられておりましたけれども、建設課長の答弁は、あくまでも人道上問題が生じそうな場合についての緊急対応ということでお答えをしているというふうに認識をしているところであります。若干背景が違うのかなというふうに感じながらただいまの質問を聞かせていただきました。

酪農家さんの私道における除雪については、これまでもこの議場で何度も議論されているところでありますけれども、基本的に農家さんが私道、長い短いいろいろあるわけではございますけれども、私道を設置して経営を開始したという中では、選択の自由があったわけでありまして、今のところ基本的に農家さんの私道について、無制限に何らかの手を差し伸べるこ

とについては、難しいなというふうに感じているところであります。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 私のほうで、建設課長からの答弁に理解が、誤りがあったのかもしれないということなので、もう一度その点確認しますが、民間の方の分譲地等については、豪雪だとか特殊なとき以外、災害級のとき以外は除雪は行っていないということで間違いないでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 緊急車両が通行できないなどの部分で判断しておりますけれども、場合によっては吹きだまりとかがあったりして、している場合もございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 建設課長のほうからのご答弁いただいた部分と、副町長のほうから私のほうの理解に関してご指摘いただいた部分と、若干ニュアンスが違うようには思えますけれども、いずれにしても全くそういった民間の経済行為に関して、手立てをする余地がないというふうには思えないわけでして、さらに基幹産業の発展に伴ってそういった私道の役割というもの非常に大きくなってきている。そういった中で、実際には輸送車両の事故なども発生しているという、そういったことなども考えますと、必要性があるかないかとか実態について、やはり町として把握しておく必要があるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたしたいと思います。

基本的には、私どもの考え方といたしましては、農家さんの私道の役割というのは、昔も今も変わっていないというふうに思っています。農家さん自身のライフラインであり、あるいは生産物を搬出するための、あるいは資材を搬入するための大切な道路であります。ただ、そこは経済行為の中で行われている部分と、それから一般の町民の方々の生活道路とは違うのではないのかという発想で今まで動いてきているところであります。それから、建設課長の答弁と私の先ほどの考え方の違いというのは、みなし道路か、いわゆる私道かという、そういう違いで私は捉えていたところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 最後になります。

実際のところ、輸送形態自体が変化していて、以前は幹線道路を通じての輸送しかしていなかった部分が、今は庭先まで輸送の車両等が入るとい、そういった背景がございます。

す。そういった中で、実際に規格そのものが輸送車両に耐えられないということによって、輸送の効率が落ちていることとか、それによって多少の事故などが発生しているということ、まずご理解していただいて、その中でそういった緊急性の生じた場合なども含めて、これからもできるだけそういった支援をしていただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

社会情勢等々の変遷に伴いまして、私どもが政策として実行していかなければいけないもの、これが新たに生じるようなことがありましたら、あるいはそれが事前に察知できましたときには当然のように研究しながら進めていきたい、それは今までも姿勢としては変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

（「以上です」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ありますか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 幾つか質問いたしますが、1つは先住民族に関する考え方、これが今、明確にする時期に来ているのではないかということです。

決算書を見ますと、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入、これは当初予算で64万7,000円しか計上していない。44万3,760円が入ったと。しかし、調定額は3,000万円を超えているわけですよ。結果、収入未済額は3,300万円を超えているという状況なのですね。それで、アイヌ新法もできたということもありまして、率直に言いまして、今回アイヌの方々先住権を認めるという社会的な認識がかなり進んできているのですけれども、これ硬直しているのですよね。それで、返済をゼロにするか、あくまでも返済活動を強化すべきか、もう議論する時期に来ているのではないかと私は思うのですが、この点いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

非常に歴史等々がある話で、難しい質問なので十分な答弁ができるかどうかちょっとわからないのですけれども、基本的にはアイヌ住宅の貸付金であろうが、あるいは農業費分担金であろうが、同じ処理の仕方をしなければいけないというふうに思っています。ですから、返済する資力が実際にはないのであれば、執行停止等々の処分をしながら不納欠損処分をするというのが原則であります。あるいは十分資力があるのに払っていないという方がもしおられるようでありましたら、その方についてはいただくという手続をしなければいけないというふうに思っております。

それと、先住民族に対する政策、配慮、考え方等々の整理については、国が法律を制定して今まさに動き始めているときでありますので、国の考え方を基本にしながら、これからも情報収集しながら歩調を合わせてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この点について長々と議論する気持ちは余りないのですが、例えば北海道のほとんど全ての自治体で抱えている問題ですよ。札幌市なんかは違約金ゼロにしましたよね。私たちの標茶の条例の中にも、「災害その他特別の事由により」はいいですよ。この特別の事由により償還金を支払うことが著しく困難であると町長が認めたら、これはそれなりの措置をとると条例に書いてあるのです。だから、そういう意味では、私の質問はどっちかにしろと迫っているのではなくて、こういうことについて議論する時期に来ているのではないかという、そういう質問なのですよ。

だから、ぜひ議論を開始してほしいと思いますし、きょう監査の審査意見書を見たら、住宅使用料や農業用水道使用料、こういうのと並べてアイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから対応しなければならないというような審査意見もあるのです。だけれども、このアイヌ住宅改良資金貸付金をめぐる情勢というのは、今、大きく変わってきているので、その点では先ほど一番最初に述べたように、そろそろ議論してこの硬直した3,000万円に対して、あれだけのわずか2%にも満たないような予算づけをしなければいけないような状況になっているわけですから、議論をぜひ始めてほしいというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今、副町長が答弁したとおり、状況については、そういう今まさにアイヌ新法ができて、いろんな環境が変わってきているということは十分認識しておりますので、深見委員のそういうご提案もありますし、監査の指摘も基本は同じかなと思っていますし、アイヌ住宅の分だけではなくて、かなり滞納して凍結している分についても、一定程度やはり時期を見て方向性を定めて整理をしていかなければ、その先の部分についても問題として残るだけなので、一定程度の時期に皆さんと議会にもそれはお諮りをしながら、処理の方法について提案できる時期が来ましたら、ご提案をしたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ議論を開始してほしいと思います。

先ほど述べましたように、札幌市なんかは違約金を免除してきているのですよね。延滞金を取っていない、条例の中でそういうふうに定めているという動きが加速してきているの

で、今が時期かなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

2つ目、防災訓練の内容審議でちょこっと話しましたがけれども、自主防災組織についていつかの議会で報告があってよかったと、しかし実際は、何か災害があったときに町が個別の対応をして、そして、せっかく組織があるのに、その組織を活用する、そういう情報の共有とか一緒にやるという空気がまだできていないのですね。だから、その点では、今回も防災訓練が行われますけれども、情報の共有が必要だと。

例えば私の家の近くにも介護を必要とする方がいらっしゃって、前に大水が出たとき、川が氾濫したとき心配で何回も行ったのですよ。早く避難指示出たときですよ。指示が出たから率先して避難しなければならない立場にあるのですけれども、心配で何回も行って後ろを回ったり横の窓をたたいたり、もう大変な苦勞をしたのですけれども、半日ぐらい、そういう努力した結果、実は早々と町のヘルパーさんが避難させていたということがあるのです。

だから、この点はやっぱり町内会なり地域会なり、あるいは自主防災組織あるところはそれなりに組織的な共通した情報の共有、そういう体制を、危機管理体制をやっぱりとるべき方向に向けていったほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 防災訓練の含めた町内会との連携あるいは自主防災との連携の部分のお尋ねだと思います。

委員がただいまおっしゃいました事例の部分でございますけれども、たしか平成28年に災害対策基本法が改正されまして、1人で避難できない方、要避難支援者については、まず名簿をつくりなさいというのが災害対策基本法の中で決まったというふうに記憶しております。それで、それはつくりなさいということで、必ずつくらなければならないと。もう一つ、たしか努力義務の中で、その人がどうやって逃げるのか、避難するのかということも、そこは規定ではないですけれども、努力義務としてあわせてつくらなければならない名簿をつくっただけではだめですよということが、平成28年の災害対策基本法の改正の趣旨だったかというふうに記憶しております。

その後、その名簿をどのようにつくるのかというのを、それまで個人情報関係もあって、なかなか町内会でその名簿を作成できなかったという経過もあります。町内会の方と相談しながら補完したりして、今の名簿をつくって、今お渡ししているという現状もございます。ただ、更新ですとか、そういった部分で、移動、転居もありますから、なかなか難しいこともありますけれども、目指すところは、ただいま委員がおっしゃった漏れが

ないようにという逆のパターンもありますけれども、安心して避難がいち早くできる体制を誰がどうやってつくり上げていくのかというのが、委員がおっしゃられていることだと思いますので、この名簿、この人は町のほうで率先してやっていくよ、この人は近隣のお宅でお願いというすみ分けをしなければならない、そういった整理が課題となっている部分もありますし、もう既に動いている部分もあります。

一方この間、先日、防災訓練の市街地町内会の会長さんの会議の中でも、市街地町内会の会長さんも含めた、そういった町内会長さん等の役割の部分もこれから定期的にやりましょうというお話をいただいたところでございますので、町内会との連絡、災害対策本部ができたなら町内会に連絡するというのは決まっていますから、しているのですけれども、どういった部分の連絡がこれから必要なのか、タイムラインというのもできた部分もありますので、そういった部分では情報を共有して、町内会にお願いというか連絡すべきこと、それから、どういった状況かということをも町に報告してもらうことなどを整理して対策を練っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それから先の話は具体的に現場でそれぞれで対応していけばいいと思うのです。もう本当に、この間、町内会の防災の会議をやったのですけれども、張り紙をしてはどうかと。町のヘルパーさんがふれあい交流センターにこの方は避難させましたよと張り紙をしてはどうか、そんなことをやったらここは留守だよと教えているようなものだよというような、そんな議論がごちゃごちゃと出てくるのです。だから、そこら辺はやっぱり町内会や振興会、防災組織と連絡をとり合ってぜひやっていただきたいというふうに思います。

次です。さっき通学路の問題について言いましたけれども、どうもペーパー上の計画のように見えるのですね。私も交差点に立って見ていたら、本当に冷やっとする場面が、もう車と子供が数センチで交差する場面が、青信号なのですよ、青信号で子供が青になったと言って渡ろうとしたらぐっと曲がってくるというような、そういう問題について、具体的にそういう動きについて、どんな方策でそれを防いだらいいのかということをやっぱり真剣に議論していかなければならないのではないかなと。今に事故が起きるぞなんて言っている、心配しているのです。だから、ぜひそれは検討してほしいと。机上の問題とか、通学路はここを通るのだよというだけでなく、ぜひそういう検討をしてほしいと。

そしてあわせて、朝、特に子供たちが登校する時間帯に物すごい通勤の車が走るわけでしょう。そういう人たちに対する啓蒙運動を具体的にやっていくというようなことをぜひ検討して行ってほしいなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 教育管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ただいまご指摘ありました登下校の通学路の安全対策の関係かと思いますが、まず先ほどもご答弁させていただきましたとおり、各学校で通学路の安全マップというのを作成しながら、子供たちには安全な登校をするということで、常日ごろ先生方のほうは指導を行っておりますし、これは交通安全運動期間中については、町内会の皆さんにボランティアとして街頭に立っていただいて子供たちの指導を行っていると、取り組んでいただいているというところもありますが、今ご指摘のありましたドライバーに対することについては、関係団体・機関等を通じまして、そういったところに注意を促すというような取り組みも今後検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この成果の実績報告書の10ページについてですが、せんだっても講座を聞きながらみんなでどんなまちづくりをという、私も半分だけ参加したのですけれども、この真ん中辺に「町民と地域と行政が課題を共有し、それぞれの任務分担のもとのパートナーシップが求められている」と、まさしくそのとおりなのだと思うのです。これはいいことを書いてあるなと思うのですが、予算編成の流れとフィットしないと町民の人たちも要望を上げるという点ではなかなか大変かなと思うのですが、5月末で出納閉鎖されますよね。それで、標茶の場合どうなのですか。決算の作業に入って、7月には財政収支状況が明らかになって、これを踏まえて翌年度の予算編成が大体決まってくると、予算編成が始まってくると。

それで、具体的に聞きたいのですけれども、町長から予算編成の方針が示されるのはいつごろなのか、これ町長からというので正しいのかどうかわかりませんが。それから、各課で予算要求書、見積書を作成して提出するのがいつごろまでなのか。各課と財政担当との協議が行われるのはいつごろなのか。それから、きょうも話が出ていましたけれども、例年、国の財政対策が発表されるわけですが、それを受けて内部調整が行われると考えるのですけれども、これはいつごろなのか。多分、町長、副町長と言っているのかな、予算の査定を行うのはいつなのか。それを受けて予算案が作成されるのはいつなのかということの流れをまず教えてほしいことと、それから住民の要望とか議会での議論やこの間のような話し合い、討論、あれはなかなかよかったのではないかなと思うのですが、それから住民からの予算要求は今言ったどの段階あたりで生かされるのか、こういうことについてちょっと伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

町長から示される予算編成方針でございますが、毎年度11月中ごろというか、11月に予算編成の方針が示されます。この予算編成方針が示された中で、庁内では予算編成方針会議という会議を開きまして、各課長さん、係長さん、それと予算担当の担当者等を集めて、この方針を全職員に周知して、新年度予算の策定に入るわけでございますけれども、経常の部分で申しますと、例えば昨年度ですと12月の1日に経常の経費は要求締め切りを行っております。事業費は、その3日後の12月4日に要求締め切りを行っております。担当の私と課長の、企画財政課長の内容聴取というのが12月の下旬ですね。昨年度、30年度で申しますと、21日から始まりまして1月10日ごろまで各担当の予算内容の内容聴取、査定が行われます。その後、1月の中旬、昨年度は1月17、18、19日で町長、通常であれば副町長による予算査定が行われると。1月20日近辺に内示が行われ、その段階で蹴られるといえますか、切られる予算も出てくるわけですから、担当部署によってはぜひという部分での復活要求が1日与えられ、その後、復活要求ヒアリングが行われて、最終的に1月の末に内示が行われるわけです。

その最終内示が終わった後に集計が行われ、2月の頭に予算書が発注されてというような流れになるわけなのですけれども、町民による予算の反映の仕方という部分では、この大体秋口ぐらいから、全部ではないのですが、町政懇談会というのが行われております。それぞれの地域から町政懇談会を開いてほしいとかという要望が要望書と一緒に上がりましたら、それらについて回答書を持って町長、副町長を含め担当課長が地域に出向いて、地域による要望等を聞きながら、その中で予算にかかわるもので実施が可能というものがあれば、新年度予算の中に組み込んでいくと。直接町民の方とお話しする場合は町政懇談会等で毎年度やっているわけですけれども、あとはこの議会、議論の中でやっていくと、検討していくという部分について、事業化できるものについては新年度予算の中に組み込みながらそれぞれ検討していくということの大まかな流れになってはいますけれども、そういった形になっているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 結論から言いますと、まだまだ不十分な点がいっぱいあって、本当に町民が予算書づくりにダイレクトに参加できるような仕組み、こういうことができないものかなと常々考えているのですよ。もちろんそういう行財政については素人の方がたくさんいますから、それを受けとめてもらえる町の仕組みというのが大事だと思うのですが、いずれにしても町民が考えている要望、これ町政懇談会といっても一部の、一

部と言ったら失礼なのかもしれないけれども、役員の人たちとか、そういう人たちですよ。それで、これをもうちょっと広げて、予算要求を積極的に町が受けとめる場面をつくるということがものすごく大事ではないかなと思うので、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思うのです。それはどうですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘の、町民の方々の予算策定にダイレクトにかかわれる方法というふうにおっしゃったと思うのですけれども、そこまでいけるかどうかわかりませんが、常々住民の方々がどんなことを考えて、どんなことを要望しているかというのを、アンテナを張って情報収集をして、そして我々の施策に反映していくのだということは、職員に対して言っているところでありまして、これまではそういった形の中で政策が形成されてきたというふうに思っているところが1つまずあります。

それから、なかなか予算策定にダイレクトに町民の方がかかわるといのが、ちょっとイメージがどの程度のものかということが難しく、できていないのですけれども、釈迦に説法になってしまうのですが、町民の要望等については、この議会制民主主義の中では議員の皆様をお願いをして、そして行政側のほうに伝えていただくというのは、大きな基本線の一つだというふうに思っておりまして、そういったことを生かしながら、まだ補完すべきものがあれば、それについてはいろんな場面で議論しながらつくり上げていくのはやぶさかではないというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私も技術的にも構造的にも具体的な、こうしてはどうかという案を持っていないので、これ以上は言えないのですけれども、ぜひそういう前向きな姿勢で町民の納得のいくような予算ができるように、今でも納得のいくような予算はあると思うのですけれども、ぜひ町民が参加して標茶の予算ができるような努力をしていただきたいと思います。

あと2つ、1つは簡単なのですけれども、これ大分前に私言いました。土地開発基金をやめたらどうなのだという話を一般質問か何かでやった記憶があるのですよ。きょう聞いたら、動いていないですね、やっぱり全然。利子だけしか動いていませんよということなので、何のためにこれがあるのかなという気持ちなのですけれども、土地そのものは別としても現金がこんなにあるわけでしょう。それで、ここの部分だけでも、土地開発基金そのものをやめて、もっと運用させたらいかがかなというふうに思っているのですが、そもそもこれはもう役割を果たしたのではないかというような感じがしてならないのですけれど

ども、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

土地開発基金にとどまらず、ほかの基金も含めてこれまでも何度も、そのあり方等々については内部で議論をして、整理統合してきた経過もあります。土地開発基金そのもので申し上げましても、果たして必要かどうかという議論については、ご指摘のとおり、需要を見きわめながらその必要性について議論をしてきたところであります。

土地開発基金の目的そのものについては、ご案内のとおり将来必要になるかもしれないものの先行取得を含めてスムーズに取得をする、例えば今その土地を押さえなければいけない競争状態で、押さえなければいけないときに、予算がないからできないということが起きないように、必要なものを必要な時期に確保できるようにという、そういった背景もあるというふうに認識をしております、今すぐではなくても、委員ご指摘のとおり土地開発基金含めて全般的に基金のあり方については常に配慮していきたい、今いただきましたご意見については1つ参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 何年か前も、全く同じ質問をして、全く同じ答弁だったのです。フリーズですね、もうこれ自体が。だから、そういう意味では、本当に今の副町長の答弁、期待していますので、そのとおりに受けとめたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、ふるさと納税の問題について伺いたいというふうに思います。

いわゆるGCFですね。こういうふうに切りかえて、ふるさと納税をある意味、進化させてというのかな、ただ見返り品だけのふるさと納税ではなくて、もっとまちづくりを絡めたGCF的なやり方でやっていきたいのだというような方針で総括されています。

ただ、私は先に言うておきますけれども、基本的には、このふるさと納税というのは反対なのです。反対というか、いいものではないと。現実に、これ要するに税金の奪い合いみたいなスタイルになっているわけでしょう。大きなところは、それなりに金があるからいいだろうというふうなふうに考えがちなのですけれども、例えば神奈川県とか東京都とか、これはもう20億円、30億円ですよ、税金が違うところでも。それで保育所が五、六カ所だめになるとか、小中学校が1校建てられなくなる、予算が、自分のところの税金、本来自分の自治体に納められる税金で建てるべきものがなくなってしまうというようなことで、ふるさと納税そのものについては非常な疑義を私は持っています。

その上で質問なのですが、いわゆるガバメントクラウドファンディングという新しいや

り方でやっていきたいというようなことが言われて、標茶でもそういうふうな感じで言っているわけですが、何を期待して、つまり資金調達ですよね。何かをするから、この資金を寄附してもらえないかという、その何かというのは何なのか、具体的にもう決まっていますか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

30年度から始めたふるさと納税でございますが、委員ご指摘のとおりガバメントクラウドファンディングということで、使途目的を指定した形での寄附ということで募っているものでございます。30年度から始めた部分については、午前中、関係人口の中で少し触れましたが、関係人口の事業の中でこのふるさと納税ポータルサイトを開設し、標茶町でも昨年の9月3日から、このふるさと納税の寄附を受け付けるということを開始したものでございます。

本町で始めた最初の目的ですけれども、「馬と共に暮らせる町…標茶」ということで、これに関連する事業に使いたいということで、その使い道ですけれども、引退馬の預かりや、そのための受け入れ環境の整備、新たなトレッキングコースの開発などの乗馬環境の整備に使うという目的のために、平成30年度から始めたものでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、これは厚岸も白糠も根室もすさまじい金額が入っていますよね。それで保育料をただにしたりとか、いろいろ聞いていますけれども、それほど大きな金額は考えていないですね、そうしたら。呼びかけの事業名が「馬と共に」ということしかおっしゃらないので、それほど大きなことは考えていないということでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

昨年度9月3日から始めたふるさと納税では、当初の寄附目標は80万円で設定して始めたものでございます。それが、平成30年度末ですね、31年3月末現在では、寄附者が寄附件数が63件で、400万5,000円の寄附額になったということでございます。

よその町のことを言えば、すごい金額でございますが、そういう部分ではございませんので、ちょっと元年度の話になりますけれども、元年度当初予算のときには少し、大風呂敷を広げまして1,000万円ということで予定は立てているわけなのですが、私どもそんなに億単位でどうのこうのというわけではなくて、この事業が標茶町の地域振興の一助になればということで始めている事業でございますので、それなりの金額が集まった中

で、それなりの金額の範疇で事業をやっていきたいというふうを考えておりますので、たくさん集まれば集まるほどいいのですけれども、元年度から始めた部分については、このガバメントクラウドファンディング以外にも、一般の寄附として特産品をたくさんというか、現在は、これも元年度になりますけれども、ただいま参加事業者数が16事業者で、返礼品数も75品ということで取りそろえてふるさと納税も開始していますので、その中である程度項目を設定しながら、寄附者の意向も取り入れながら寄附を受けているところでございますので、それにつきましては、30年度に始めたものは馬に関するもので限定していますけれども、元年度から始めている部分については、その他の部分の項目も載せながら寄附を募っている部分もございますので、そういった部分に寄附者が充ててほしいという意向のあるものについては、なるべく充てて、きちっとその使い道、用途について皆さんにお知らせしようというふうを考えているというところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、町議会の議員の一人として、これは今までも総務省もどうしていいかわからなくなって、次から次にむちゃくちゃな方針変更をしているみたいですが、もう裁判闘争にまで発展するような勢いで、やっぱりゆがんだ税収のあり方なのですよ、これ。だと私は思います。そのことをやっぱり考えながら進めてほしいなど。本当は大分前にやったときに、教育長が総務部長だったときでしたか、返礼品ははがき3枚でしたという時代もありましたよね。そういうゆがんだ税のあり方というのは、全国的にどんどん広がっていったら、大変な時代になるというふうに私は警告を発したいなというふうに思うのですね。

確かに、16事業が参画して、これを盛り上げているということで、この事業をどんどん成功させたいけれども、この盛り上げ方というのは、そういうことではなくて、違うスタイルでやっぱりやるべきでないのかなというふうに私は思います。だから、歯どめにならないのかもしれないけれども、私はそういう意見を持って、きょうはふるさと納税について一言申し上げて。何かありますか、反論とか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

委員ご指摘の部分の心配は当然のこととして、私どももそれは大切なこととして受けとめて、この事業をやっています。昨年度も申しましたが、この30年に始めたガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税につきましては、返礼品は標茶町に来ていただかなければ消費できないというか、使えないという宿泊券であったり、トレッキングコースで馬に乗るだとかというものにしか出しませんよということでございました。先ほど参

加事業者と言ったのは、町内のお店屋さんです。ですから、町内のお店屋さんとか事業者さんが品物を出すということで、標茶町内の16事業者さんが参加して元年度から始まっています。

ですから、委員ご指摘のとおり、ある町の部分で、今、総務省と訴訟ということになっておりますけれども、総務省も、無思慮な、自分のところに関係ないものを特産品として上げて寄附を募ったら、簡単に言うのだめですよということですので、私どもはよそから持ってきているものは一切ございませんで、本町内につくられたもの、本町内で売られているもの、本町内の事業者さんが作成しているものを特産品として今年度、元年度から上げて、それに参加している標茶町内の事業者さんが16事業者さんおって、返礼品数が75品、今サイトのほうに載っているということですので、これが広まれば町内のお店屋さんとか、そういう事業者さんの売り上げにも直接つながりますので、そういった部分では、私どもの考えの中では逸脱したものではないのかなど。あくまでもこれが広がれば、標茶町内の事業者さんもある程度収入がふえるという部分を期待して、もう少し活発になってくれるほうが良いなどは考えていますけれども、そういう税の取り合いという観点から言うと、やはり私も元税務課長でいましたので、そういう部分ではなかなか最初のころは納得できない部分もあったのですけれども、立場が変わってこういう地域振興という部分で考えると、やはり視点を変えて考えていかなければならない部分もありますので、脱線しないよう、逸脱しないような状況の中で、この制度をうまく活用しながら、地域振興、事業振興をやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） このふるさと納税で、私はいつも、うちの標茶町の人たちが、あの豪華な返礼品目当てにどんどん税金を納税していったらどうなるのかな、ぞっとするなというような気をすごく持っているのです。だから、そういう意味では慎重にこの問題を取り扱っていただきたいなということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ありますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 主要な成果の中で伺いましたでしたが、まずスポーツ合宿、昨年30年度は3団体であったというふうに伺いました。このスポーツ合宿の目的と伺いますか、それらについても一度確認をしておきたいというふうに思うのですが、誘致をしている目的というものを伺っておきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 大変申しわけございません。大事な条例の部分をちょっ

と今、資料を持ち合わせておりませんので、資料を取り寄せてから回答したいと思います。申しわけございません。

○委員長（本多耕平君） その点については、保留、後ほど。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 留保しておきます。

それでは次に、先ほどもまた社会教育の中で伺いましたが、博物館の清掃の関係ですが、先ほど課長のほうから、外部委託を検討したけれども、職員がシフトを組みながら清掃を対応しているというふうにお答えがありました。それはそれでいいのかなというふうには思うのですが、職員の皆さんが日常業務をやりながら清掃業務を行っているということで、手が回らないのではないかとというふうに懸念をいたすのです。それは、どちらのほうにも、きちっと清掃ができない、また、日常業務に対してもできないのではないかとというふうに感じるのですが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、そういった部分はスタート当初から課題としては受けとめておりました。今現在のシフト制にして実施している内容なのですが、9時30分、博物館を開館します。職員は8時45分に来ますので、開館前のその時間帯を利用して行う清掃、それから4時30分までの開館なので、4時30分終了後の時間帯、5時30分までの1時間であとの清掃を行うという形で今現在やっておりますが、恐らく手の届かないところとか、ちょっとやり残したところとか、そういったところはもしかしたらあるのかなと。以前にもそういったご指摘を受けて、そこはちょっと目が届いていなかったというところもありましたので、そういったところも注意しながら今現在実施しております。

そして、月1度、館の職員同士の打ち合わせを実施しておりまして、その中で清掃について、特にいろんなお客さんが来る建物なので、どうだろうかという、そういったところも職員全員から聞きとりしながら、改善しなければならないところとか、先ほど委員おっしゃったように、負担になっていないとか、そういったところも把握しながら、現在行っているところで、今現在は何とか対応はできているのかなと思いますが、まだまだ目の届かないところももしかしたらあるのかなと。昨年オープンしたばかりで、入館される人数も順調に伸びて、本当にさまざまな世代の方が入館されて、利用されておりますので、そのお客さんへの対応とか、そういったところ等煩雑にならないように気をつけながら対応していければなというふう考えておりますが、一方でそういった課題も実際にはございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのように職員の皆さんも両方業務に当たってくださっているのも承知しておりますし、特に清掃に関しては一生懸命されているということも、自分も承知しております。

しかし、公共施設、皆さん、施設それぞれに清掃員というのが置かれていますよね。せっかくすばらしい、先ほど述べたように、入館される方が1万人を超えたという報告もございましたので、細かいところにやっぱり行き届いて、はっきり言いますと、行き届いていないというのがあるのです。それは、開館前と閉館後にやるからなのだろうなというふうに思うのですが、ぜひ清掃員を配置するというのを検討していただきたいなというふうに思いますし、もちろん地域の方々もおっしゃっておいりましたし、町外の入館者からもそういうお声をいただいております。ぜひ清掃員というのを、あれだけの施設ですよ。もう皆さん入館されて感動されて帰っている施設ですので、ぜひ予算についても最大限の配慮をお願いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

冒頭にお話ししましたとおり、当初は外部委託ということで、地域柄もありまして、本来ですと、ベストは地域の雇用につながる、そういった方々が外部発注した中で働いていただければなという思いもあったのですが、いかんせん委託業務ができなかったということで、オープンから新年度に入っていますけれども、この間は本来の形ではないというのは重々課題として受けとめておまして、何とか今ご指摘あったことを踏まえながら改めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ配置できるように検討していただきたい、本当にすばらしい施設ですよ。皆さんが感動されておりますので、そこは入館者に不快感を与えないよう配慮いただきたいというふうに思います。お願いします。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほどのスポーツ合宿の関係について、お答えいたしましたと思います。

まず初めに、昨年度訪れた団体数は4団体です。4団体で62名というふうにお答えしておりますので、それと、この誘致の目的でございますが、本町の標茶町振興条例の第1条に目的が記載されているわけなのですが、「本町の振興のための方策を定め、もって魅力と活力のあるまちづくりを推進することを目的とする」ということで置いていまし

て、この振興施設ということで第3条にあるわけなのですけれども、この中に、第10号に「文化・スポーツ・研修・学習合宿等」という規定があって、その中でこの部分も振興施設の誘致ということの定義になっていますので、そういった部分で合宿を誘致しているという考えでございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 承知をいたしました。

担当課長のほうにも一度お話をしたというふうに思うのですが、この合宿誘致支援に対して実施規則がございます。そこに、第1条に「振興施設等のうち」というふうに、今、課長が述べられた施設に対する支援に関し必要な事項を定めるというふうになっておりますが、支援対象者もうたっておりますが、支援内容につきまして、第3条には、町内に宿泊した延べ日数に対して500円相当の商品券の支給をもって行うという、ただそれだけなのです、支援内容は。私が聞き及んでいるところでは、地域の振興のためですから、バスといいますか、送迎に関しても支援をしているというふうに伺っておりました。それも確かめましたら、誘致をしながらも、来ていただく団体の方々にきちっとした満足させられない場合も含めてだというふうにも伺っておりましたけれども、だとするならば支援内容にも、第3条の後にも「送迎等も含める」というような1項を入れてはどうかというふうに考えたのですよ。

というのは、町民の方からも、正直言っておかしいのではないのかという声をいただいたものですから、そんなので、ぜひその辺の支援内容を追加するといいますか、そのことの方針を伺いたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

ただいま委員ご指摘のとおり、この標茶町合宿誘致支援実施規則の第3条の支援内容でございますけれども、これにつきましては、合宿に来られた方1人につき、延べ日数ということで、町内で使える商品券をお渡ししている状況でございます。

ご指摘のバスの支援についても記載をすべきではないかという部分でございますが、この合宿に来られた方に対する支援等については、さまざまなものがございます。確かにバスも一例であるかと思っておりますけれども、そのほかの部分もいろいろあるわけなのですけれども、一応金銭を伴って支出している部分でございますので、改正前の内容を改めて今回は1人当たり500円という部分で記載はしているわけなのですけれども、ちょっとバスの支援内容も含めて記載すべきかどうかは今後検討していく部分はあるのかなというふうには思いますけれども、この標茶町振興条例の第4条に「援助の種類」と一応うたって、一

番皆さんに悪いものとして指摘を受けそうなのは「その他必要な援助」というような部分で漠然とうたっている部分もございまして、その中で運用をしているという部分はございまして、委員ご指摘の部分については、高校生とかが来た場合とか、足がやっぱりない部分もございまして、それらの部分、自分たちで動きなさいという部分もちょっと、わざわざ標茶を選んで来ていただいている部分もございまして、そういった部分について、行事バスを使用して送迎をしたりとかという部分は確かにやっておりますので、この部分、支援内容について、規則の中に記載すべきかどうかはちょっと内部で検討して、明記するか、あくまでもこの条例の大枠の中でやっていってもいいのではないかという部分をちょっと検討させていただきながら考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 町民の皆さんがおかしいなと思われぬように、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

来られている団体の方々というのは、今さっき言ったように学生さんもいらっしゃれば社会人もいらっしゃって、本町の、日本中にPRをしてくださっているという意味では、この合宿誘致も大きな役割を果たしているものだというふうに私自身も理解をしておりますので、ぜひ支援内容について明記すべきかどうかは検討していただきたいというふうに思います。

それから、社会教育で女性団体連絡協議会に対する先ほど補助金の質問をさせていただきましたが、平成15年度から30年までで、25万6,000円ということですが、ちょっと私、女性団体の予算の総体金額を把握してきませんでした。これについて、女性団体のほうから、何とか値上げをしていただきたいのだという、補助金の増額をとというような声を寄せられていないのか、伺っておきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

各種団体の1年間の運営に対する補助をする規則というのがありまして、それに基づいて補助金の申請を受けて、審査をしながら、当然決算書も含めて審査をしながら、その申請額が妥当かどうかという判断のもとで、交付を行っております。

委員ご指摘の標茶町女性団体連絡協議会の補助金は、一昨年までは補助金の繰越額を精査しながら妥当かどうかという判断はさせて、25万6,000円という金額で交付していましたが、昨年の30年度の事業計画の中で、費用を支出する大きな事業が胆振東部地震のときの時期にぶつかって、それができなかったと。そのできなかった分が丸々繰り越しの金額

に上乘せになったと。毎年幾らかの繰り越しはあるのですが、そこに上乘せになってしまい、今年度申請の決算の中で補助金枠の約51%を占めた繰越金が発生したということで、そこを私どもは精査しまして、当然、一方的な減額措置というのはしていませんので、会長を含めた役員の方々にお話をさせていただいて、前年度の決算額と今年度の事業計画を精査しながら、これだけの減額補助として支出をする考えでいますけれどもどうでしょうかということで今年度の交付に至ったということで、昨年度の補助金額の約半分以下という金額になったと思うのですけれども、それにはそれぞれの事情がありまして、一方的な減額措置ということではないので、そこはご理解していただきたいのですが、ただ、団体のほうでの事業計画の中で、その減った分で本当にやろうとしていた事業が、これはできないと、そういった場面が出る可能性がありますので、そういったときには改めて年度内にでも補助の申請をしていただいて、一定の理由があれば追加で補助をいたしますよという、そういったこともお伝えして、今年度はそういった処理をさせていただいたので、増額をしてほしいというそういった部分のお気持ちは十分承知はしているのですが、一定の規定の中でこちらのほうも審査をしながら交付をしていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、課長が述べられたように返金、繰越金が多くてということも、自分も十分承知をいたしております。女性団体の活動が、ご承知のとおり標茶町女性の活躍の場として多くの活動をしていただいておりますが、今回中止になった、返還の一つの理由になった地震で開催地が、開催できなかったということで、女性団体のメンバーが出席はもちろなくなったということで、大きな繰越金が出たわけですが、役員さんが大変ご苦労されているのですね。この女性団体に加盟している個人もしくは各町内会、標茶町全部の地域が、この女性団体に加入しているわけではないです。そういう意味では、予算の中でやりくりをするのですが、例えば先ほど言った全道大会等々もみずから自費で行くという状況も、時には発生をしているのですよ。だから、そうすると、役員さんばかりにそういう負担をかけているというのが見えてきていますから、そしてさらに予算要求したいのだが、どうやってしたらいいのだろうという声も聞かされております。ぜひ、その辺をもう一度、女性団体の役員さんと、ご意見を聞きながら検討していただきたいなど。やはり例えば私どもが出張すれば町外であれば、日当も出る、それから旅費も出る、そのような研修とかもありますよね。そういう意味では、本当に役員さんが自分みずからが支出をしながら参加をしなければならないというのが、今の実態です。ぜひ役員さんに聞いて検討をしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか、もう一度。

○委員長（本多耕平君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 私のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。委員から、ちょっと誤解を招いた部分があると困りますので、私のほうからお答えしたいと思います。

当初の、最初の要望については、私ども、去年は金額はそのとおり出していますので、今回の申請、ことしの分はちょっとイレギュラーですけれども、その部分については、要望については特に増額の部分は聞いてございません。その辺はご理解いただきたいと思います。

一番、各種団体への補助金については、監査委員の指摘もありますけれども、これまで繰越金を、議会との議論もありましたけれども、繰越金が高くなった場合は、それなりの部分の精査をしながら次年度の申請を上げてもらうという、委員もご承知のことと思います。今回、先ほど51%あるという、その部分の精査の中で、昨年度の事業費を保障する形で全額は多分確保されると思います。ですから、これからについても、それぞれ女性団体の活躍というか、活動については保障していますので、その辺は間違えないでご理解いただきたいと思います。かえってその要望に対してこちらが削るだとか、そういったことは一切していませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 決して削るとか、そういうふうに私も受けとめておりません。申し上げたとおりに、役員さんを中心に特に町外へ参加するといいますか、出席する場合に、どうしても役員さんがふだん負担をしているという状況が発生しているのです。ですから、例えば決算書の中に科目があって、旅費とかという科目があったときも、そこが結局は身銭を切っているという状況が発生しているのですよ。ですから、そのことのないようなやっぱり考え方をぜひ持っていただきたいなというふうに思うのです。

先ほど前段申し上げたように、予算要求するに当たっても、増額していただきたいと、あるいは決算書を見ながらでも、その要求の仕方がわからないというふうに言われましたので、その辺も含めてぜひ町女連の役員さんともご検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ぜひ、私たち社会教育の仕事は各種団体を育てるという部分も役割として持っていますので、何なりとご相談をいただきながら、また、その会則とか規則とか、そういったところのつくり方とか整備の仕方とか改善の仕方とかも含めて直接予算に反映する決まり事というのもありますので、今、委員おっしゃったように、行

きたくて行くのではない部分の役員としての出張をしなければならないという、そういった部分もしっかり会の決まり事として位置づけていけば、予算上は私的な金額を全て賄わなくても済む形も考えられますし、そういったところではぜひご相談をさせていただいて、一人一人の役員を含めた会員さんが、自分たちの活動が楽しく、末永く活動されるようこちらも応援したいと思いますので、ぜひお帰りになりましたら団体のほうに声をかけてください。

(「終わります」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(本多耕平君) 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時14分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 本 多 耕 平